

2. 4. 整備基準等の解説

【1. 建築物】

1. 出入口

1. 建物出入口

2. 駐車場に通ずる出入口

別表第4

整 1項一号→P152

望 1項一号→P156

基本的な考え方

建物の主要な出入口や、車いす使用者用駐車施設のある駐車場に通ずる出入口は、高齢者や障害者等が安全かつ円滑に通過できるように整備する必要があります。施設の利用者が必ず通過する部分であり、有効幅が広く、段差を設けないことが原則です。また、扉の開閉方法についての配慮が必要です。

解説表

- 直接地上へ通ずる出入口（建物出入口）、車いす使用者用駐車施設のある駐車場へ通ずる出入口それぞれ最低1力所は整備基準を満たすこと。
- ◎ 望ましい基準は、同基準を満たす出入口に近接する出入口には適用されない。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 有効幅員の確保	80cm以上。	90cm以上。（建物出入口は、最低1力所を120cm以上。）
② 戸を設ける場合の構造	自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。 前後に高低差がないこと。	120cm以上の建物出入口のうち、最低1力所は自動開閉とする。 その他は同左。
③ 段差の解消	車いす使用者の通過に支障となる段差の解消。	同左。

解説

- ◆ 「車いす使用者用駐車施設のある駐車場へ通ずる出入口」とは、例えば百貨店の地下や屋上に当該駐車場がある場合に、百貨店から当該駐車場部分へ通じる出入口のことです。
- ◆ 「80cm」とは、車いすが通過できる最低幅です。
「90cm」とは、車いすで通過しやすい幅です。
「120cm」とは、車いすで通行しやすく、人が横向きになれば車いすとすれ違え、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。
- ◆ 「出入口の有効幅員」とは、実際に通過可能な寸法であり、引き戸であれば戸の引き残しを、開き戸であれば戸の厚み分を建具枠の内法寸法より差し引いた寸法となります。
- ◆ 「車いす使用者が円滑に通過できる構造」とは、例えば回転戸や開けるときに強い力がいる開き戸など、車いす使用者が通過できない構造以外のものが該当します。親子ドア及び両開きドアは、原則として片側のみ有効幅員となります。
戸に自閉装置を設ける場合には、戸を開けるときに強い力がいるよう、また、戸が閉まるまでの時間を比較的長く設定するなどの配慮が必要です。
戸の把手は開閉を容易にするために、レバーハンドルや棒状のものなどを用いることが望されます。
- ◆ 「前後に高低差がないこと」とは戸の前後に車いすの待機のための水平スペースを確保し、また、円滑に通過できるようにするための配慮です。
- ◆ 「車いす使用者の通過に支障となる段差」は、敷居の段差をなくすことを規定しています。例えば段差が1cm程度で丸みを持たせた場合などは該当しませんが、真にやむを得ない場合でも2cm以下の丸みのある段差として仕上げることが必要です。

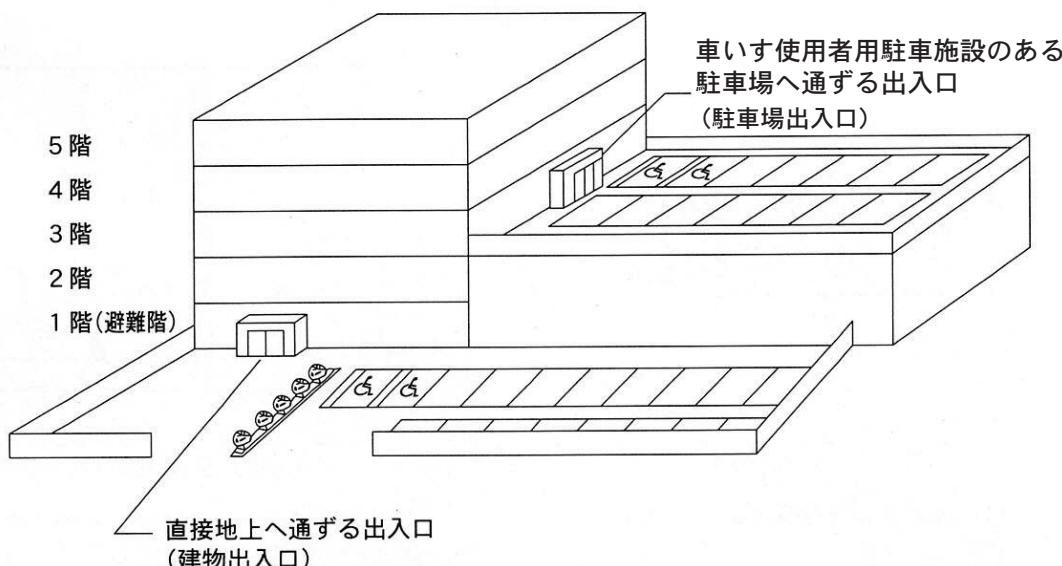
《整備基準の解説》

- ◆ 建物出入口及び車いす使用者用駐車施設のある駐車場へ通ずる出入口それぞれに対して、整備内容①～③を満たす出入口を、最低1カ所は設置することを求めています。

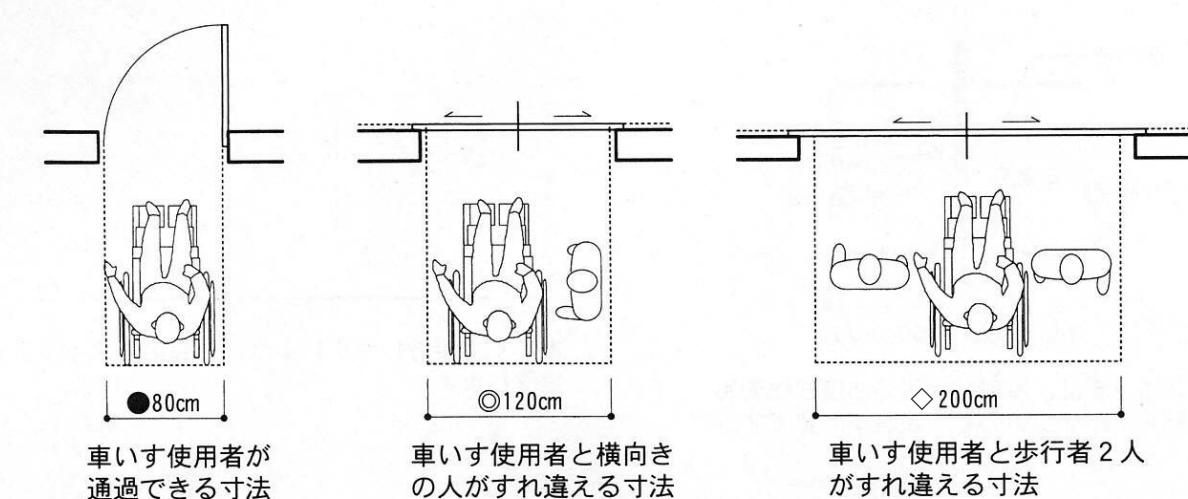
《望ましい基準の解説》

- ◆ 基本的にすべての建物出入口及び車いす使用者用駐車施設のある駐車場へ通ずる出入口に対して、整備内容を満たすことを求めています。特に建物出入口に対しては、最低1カ所は有効幅員120cm以上の自動ドアとすることを求めています。ただし、建物出入口及び車いす使用者用駐車施設のある駐車場へ通ずる出入口が近接して複数設けられている場合は、そのうち最低1カ所に対して、当該整備①～③を行うこととしています。

【直接地上へ通ずる出入口と駐車場へ通ずる出入口の関係】



【出入口の有効幅員の考え方】



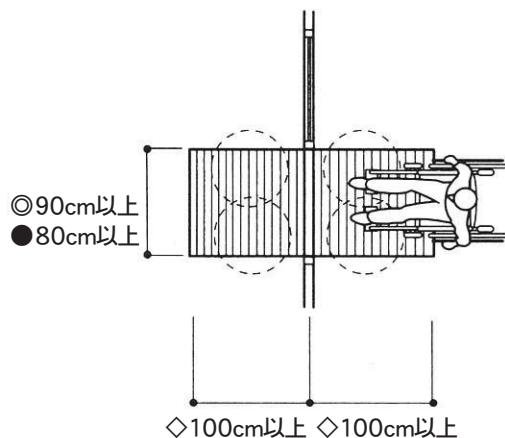
●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q&A(建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47を参照ください。)

参考

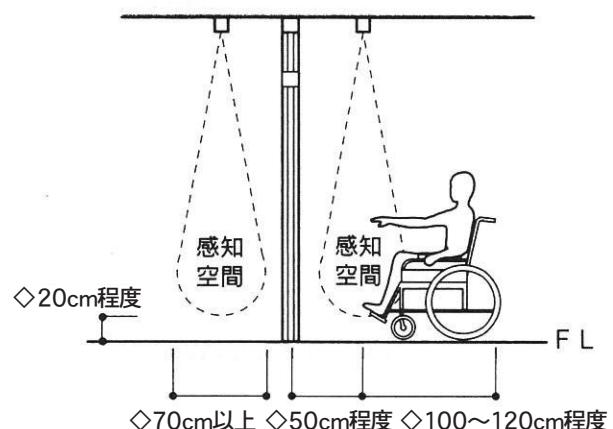
- ◇ 視覚障害者にとっては、無色透明のガラス扉、ガラススクリーンは、衝突の危険があるため、目の高さの位置に横桟をいれるか、色（高齢者の黄変化した視界では見えにくいため青色は避ける。）や模様等で十分識別できるようにすることが望まれます。
- ◇ 自動ドアは、超音波などで感知するセンサー式のものでは両下肢切断の車いす使用者等で感知されない場合もあるようです。マット式の採用を含めて、利用者に配慮されることが望されます。
- ◇ 回転戸は主たる出入口には設けないことが望ましく、高齢者や障害者等は、回転戸以外の形式の戸へ誘導する必要があります。

【マットスイッチ（床面感知）】



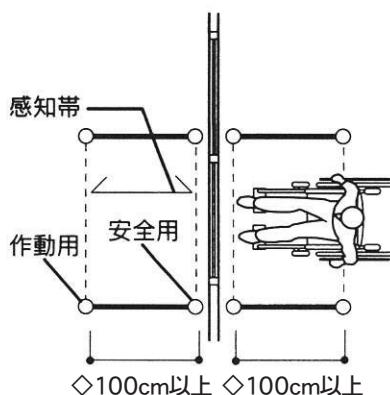
マットは、車いすが全部乗るように大きくなります。

【超音波スイッチ（空間感知）】



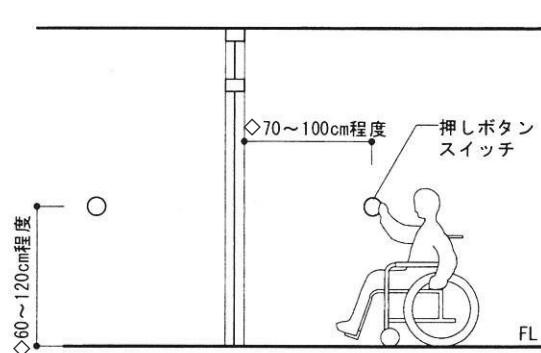
車いすのフットレストから感知できるように床面20cm位までの高さにします。

【光線スイッチ（線感知）】



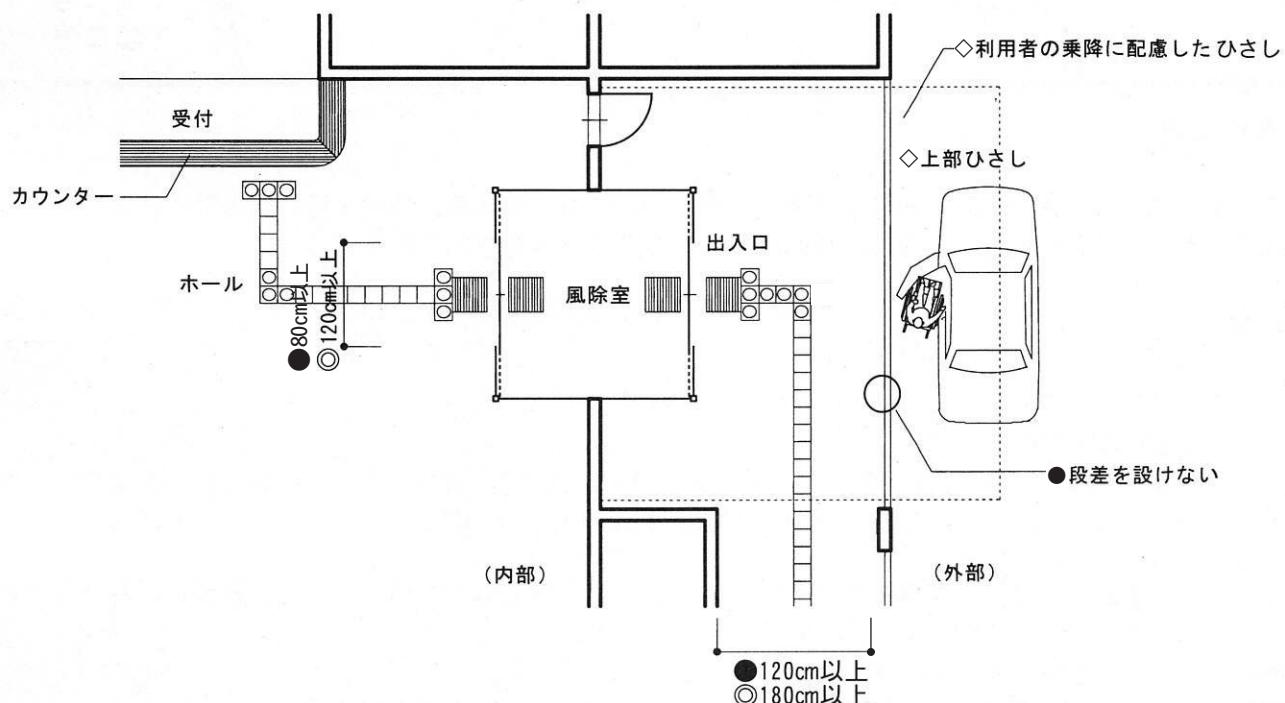
スイッチは、直射日光等の温度変化の影響を受けやすいので、注意が必要です。

【押しボタンスイッチ】

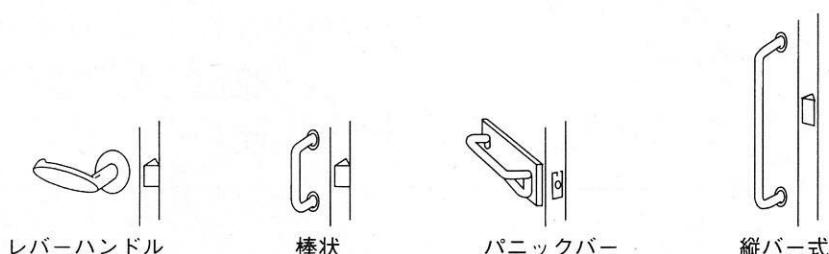


車いすで接近しやすいように、脇に副スイッチも設置します。

【建物出入口の例】



【使いやすい把手の形状の例】



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / △印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【1. 建築物】

1. 出入口

3. 各室出入口

別表第4

整 1項二号→P152

望 1項二号→P156

基本的な考え方

不特定かつ多数の者が利用する各部屋の出入口については、高齢者、障害者等が支障なく容易に出入りできるように、幅員や構造、段を設けないなどの配慮をする必要があります。

解説表

- 不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口に適用される。
※不特定かつ多数の者について
主として高齢者又は障害者等が利用する施設にあっては、「専らその施設を利用する高齢者、障害者等」も「不特定かつ多数の者」に含まれる。以降、同様。
- 共同住宅等については、整備基準は各住戸の出入口のうち最低1カ所について、望ましい基準は、各住戸の出入口のすべてについて適用される。
- 最低1カ所は整備基準を満たすこと。
- 整備基準は、用途面積2,000m²未満の建築物の避難階以外の階には適用されない。（整備に努めることが望ましい。）
- ◎ 望ましい基準は、同基準を満たす出入口に近接する同一の部屋の出入口には適用されない。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 有効幅員の確保	80cm以上。	90cm以上。（共同住宅等は80cm以上。）
② 戸を設ける場合の構造	自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。 前後に高低差がないこと。	自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、開閉時に廊下等に突出しない構造。 前後に高低差がないこと。
③ 段差の解消	車いす使用者の通過に支障となる段差の解消。	同左。

解説

※ 老人福祉センター等の社会福祉施設や、特別支援学校等の主たる利用者は、いわゆる「不特定かつ多数の者」ではありませんが、これらの施設は整備の必要性が高いものと判断されるため、「不特定かつ多数の者」に「専らその施設を利用する高齢者・障害者等」を含むこととし、基準等の適用対象施設としているものです。

- ◆ 整備内容①～③に関する考え方は、「建物出入口(1.1)」、「駐車場に通ずる出入口(1.2)」で解説した内容を参照してください。
- ◆ 「開閉時に戸が廊下等に突出しない構造」とは、戸を廊下に対して外開きにする場合に、当該戸が廊下に突き出さないような措置、例えば「戸幅以上の奥行きのアルコープ等」が該当します。
- ◆ 共同住宅等については、共用部分及び住戸の出入口に適用されます。住戸の出入口について、内のり幅80cmのドアでは、有効幅員を確保できないものが多いため、一般的に内のり幅85cmのドアの設置となります。
- ◆ 「車いす使用者の通過に支障となる段差」は、敷居の段差をなくすことを規定しています。例えば段差が1cm程度で丸みを持たせた場合などは該当しませんが、真にやむを得ない場合でも2cm以下の丸みのある段差として仕上げることが必要です。

《整備基準の解説》

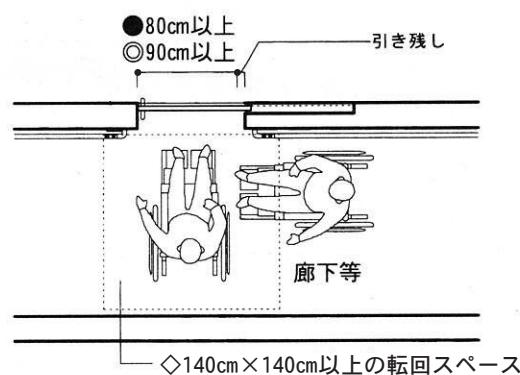
- ◆ 「用途面積が2,000m²未満の場合の避難階以外の階の各室出入口を適用除外」としているのは、「エレベーターの設置を求める(4.1参照)階において、車いす使用者への対応を求めるのは過大である」という考え方によるものです。

参考

- ◇ 音による情報の入手が困難である聴覚障害者の人から、「ドアの小窓がついていると助かる」という意見を聞くことがあります。すりガラスなどによって、外から中の情報（明かりがついているかどうかなど）を確認することが可能であり、災害時には外の情報を得ることも重要だと考えられます。

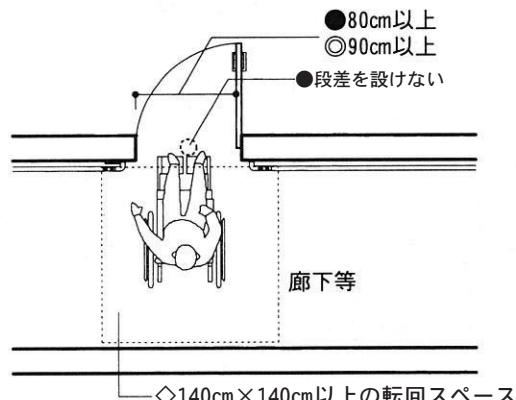
【引き戸の例】

戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造の戸や引き戸が望ましい。



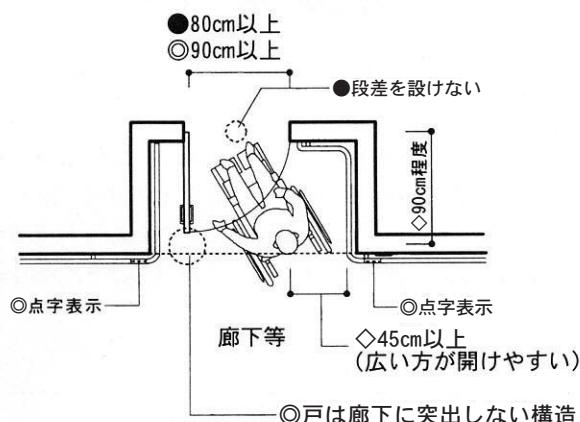
【内開き戸の例】

廊下等に面するドアを開き戸とする場合は、可能な限り内開き戸とします。また、軽いドアとし、開閉作業時間が十分に確保されるようドアチェック等を設けます。

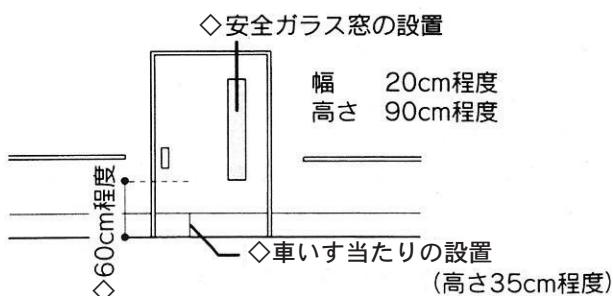


【外開き戸の例】

※アルコープの設置
外開き戸にすると、廊下等の通行者の障害となる恐れがありますので、アルコープを設けることが望まれます。



【安全ガラス窓の例】



●印…整備基準 / ○印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【1. 建築物】

2. 廊下その他これらに類するもの

1. 廊下等(全般)

別表第4

整 2項一、二号→P152

望 2項一、二号→P157

基本的な考え方

高齢者や障害者等が目的の空間まで安全に通行できるように、滑りにくい仕上げ、段差の解消等の配慮が必要です。

解説表

- 整備基準・望ましい基準ともに、共同住宅等については共用廊下に適用され、事務所及び工場については主要な廊下に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 床面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料。	同左。
② 段差を設ける場合の構造	建築物の階段の整備基準に準拠(P40,41)。	建築物の階段の望ましい基準に準拠(P40, 41)。

解説

- ◆ すべての廊下等が満たすべき共通性能として、「粗面とし、又は滑りにくい仕上げとすること」及び「段を設ける場合は、つまずきにくい構造とすること等」を規定しています。
- ◆ 共同住宅等については「共用廊下」を、事務所及び工場については一般的に来客が利用する「主要な廊下」を「廊下等」として捉えています。

参考

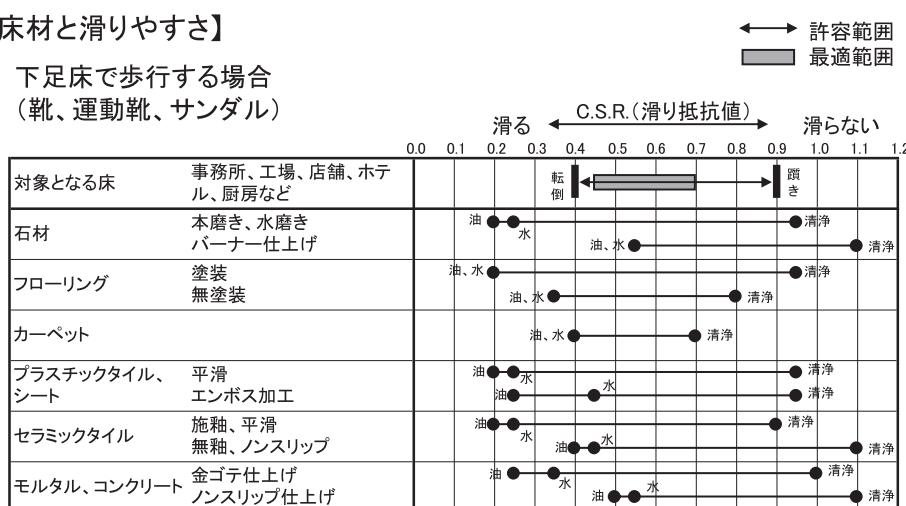
- ◇ 床面の仕上げとして、雨に濡れることが予想される廊下等（共同住宅の廊下等）の部分については、ノンスリップを施した床材が望されます。
- ◇ カーペットの場合は、毛足が長いものは車いすの操作が極端に重くなるため、施設の利用形態等を考慮し、使用に当たっては十分に留意する必要があります。
- ◇ 床の滑りにくさの指標として、JIS A 1454（高分子系張り床材試験方法）に定める床材の滑り性試験によって測定される「C.S.R.（滑り抵抗係数：Coefficient of Slip Resistance）」、素足の場合はJIS A 1509-12（陶磁器質タイル試験方法—第12部：耐滑り性試験方法）に定める床材の滑り性試験によって測定される「C.S.R・B（Coefficient of Slip Resistance・Bath）」があります。床面の仕上げ面をより滑りにくく、かつ、つまずきにくくするために、床仕上げ材の他に床の使用状況（ワックス、雨がかり等）、利用者の歩行条件（下足、上履き等）に十分に留意する必要があります。

◇C. S. R. (滑り抵抗値) 評価の留意点等

留意点等	内容等
床の使用条件	床の使用条件を勘案して、以下のうちから当該部位において可能性のある表面状態を想定 ・完全清掃の状態 ・ほこり付着の状態 ・水分付着の状態 ・油付着の状態
人の歩行条件	床の使用条件を勘案した上で、C.S.R.(滑り抵抗値)が以下の値を満足する材料・仕上げとすること ・下足で歩行する部位 0.40～0.90 ・上足で歩行する部位 0.35～0.90 ・素足で利用する部位 0.45～0.90 ・傾斜路等である部位 0.50～0.90 ただし、体育館など激しい運動を行う場所については、あまり滑らない床も危険であるため上記数値にはよらない。
その他	滑ったりつまずいたりする危険を減ずるため、同一の床においては滑り抵抗に大きな差(C.S.R.で0.2以上)がある材料の使用を避けることが重要

【床材と滑りやすさ】

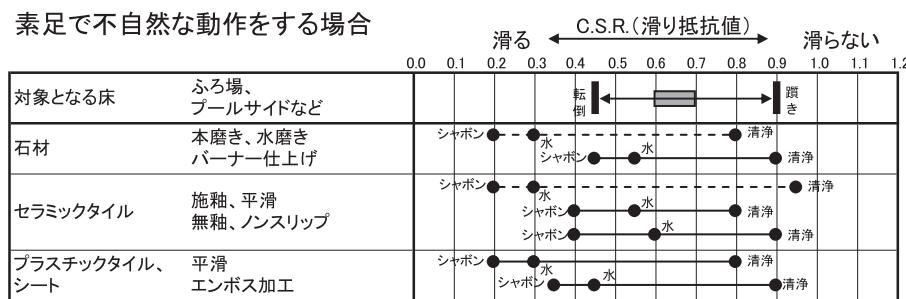
下足床で歩行する場合
(靴、運動靴、サンダル)



上足床で歩行する場合
(靴下、足袋、フェルトスリッパ)



素足で不自然な動作をする場合



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【1. 建築物】

2. 廊下その他これらに類するもの

2. 建物出入口等と各室出入口と結ぶ廊下等

別表第4

整 2項三号→P152

望 2項三号→P157

基本的な考え方

建物出入口または駐車場へ通ずる出入口から各室出入口までの経路及び200m²を超える室内の主要な通路を対象としています。

高齢者や障害者等が安全に通行できるように、車いす使用者や杖使用者のすれ違いに支障のない十分な幅員の確保や、壁に突出物を設けない等、様々な配慮が必要です。

解説表

- 整備基準・望ましい基準ともに、建築物の出入口の基準を満たす当該出入口間の経路となる廊下等及び床面積が200m²を超える不特定多数の者が利用する室内の主要な通路に適用される。
- 整備基準・望ましい基準ともに、共同住宅等については共用廊下に適用され、事務所及び工場については主要な廊下に適用される。
- 最低1経路は、整備基準を満たすこと。
- 整備基準は、用途面積2,000m²未満の建築物の避難階以外の階には適用されない。
- 整備基準を満たす昇降機が設置される場合、当該昇降機の出入口付近は廊下等に含まれる。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 有効幅員の確保	120cm以上。	180cm以上。ただし、末端付近（共同住宅等を除く。）及び50m以内ごとに車いすどうしがすれ違える構造の部分を設ける場合は140cm以上で可。
② 車いすの転回スペースの確保	末端付近（共同住宅等を除く。）を車いすの転回に支障のない構造とする。 50m以内ごとに車いすの転回が可能な構造の部分を設置。	
③ 高低差がある場合の対応	建築物の整備基準を満たす傾斜路及び踊場(P38,39)又は特殊仕様昇降機(P35)を設置。	建築物の望ましい基準を満たす傾斜路及び踊場(P38,39)又は特殊仕様昇降機(P35)を設置。
④ 水平部分の確保	建築物の整備基準を満たす出入口付近及び建築物の整備基準を満たす昇降機等の出入口付近の水平化。	建築物の望ましい基準を満たす出入口付近及び建築物の望ましい基準を満たす昇降機等の出入口付近の水平化。
⑤ 壁面の配慮		壁面の突出物の解消。やむを得ない場合は、視覚障害者の通行に支障のない措置。
⑥ 休憩設備の設置		建築物利用者が休憩するための設備を適切な位置に設置。

解説

- ◆ スーパーマーケットや百貨店における通路など、「床面積が200m²を超える不特定多数の者が利用する居室内」の通路のうち主要なものは、基準の適用を受けます。
- ◆ 「120cm」とは、車いすが通行しやすく、人が横向きになれば車いすとすれ違え、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。
「140cm」とは、車いすが180度方向転換でき、人と車いすがすれ違える幅です。
「180cm」とは、車いすが回転しやすく、車いす同士がすれ違いやすい幅です。
- ◆ 「特殊仕様昇降機」とは、段差解消機等のことです。
- ◆ 建物出入口の整備基準及び望ましい基準を満たす出入口付近や、昇降機等の出入口付近については水平部分（雨水排水のためにやむを得ず設けた緩やかな水勾配のある部分を含む。）を設けることとしています。
- ◆ 「廊下の有効幅員」とは、実際に通過可能な寸法であり、手すりを設ける場合は廊下の内法寸法から、手すりの設置幅を差し引いた「手すりの内側における寸法」となります。

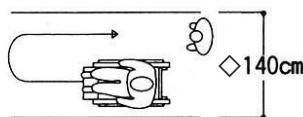
《整備基準の解説》

- ◆ 車いす使用者等が各室に至るまでの最低1経路の廊下等及び200m²を超える不特定多数の者が利用する室内の主要な通路が基準を満たすことを求めています。
- ◆ 「車いすの転回に支障のない構造」及び「車いすの転回が可能な構造」とは、140cm角以上のスペースや、T字型の交差部等が該当します。なお、これらの部分に接して段差や傾斜路等を設けることは危険であり、好ましくありません。

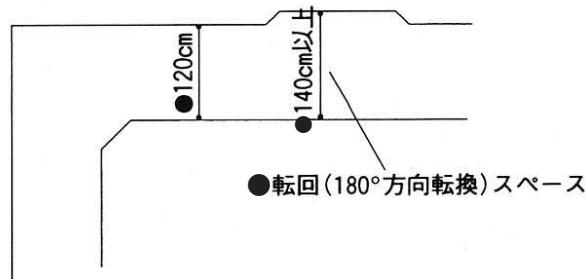
《望ましい基準の解説》

- ◆ 不特定かつ多数の者が利用する室に至るすべての廊下等、及び不特定多数の者が利用し、かつ200m²を超える室内の主要な通路が基準を満たすことを求めています。
- ◆ 「視覚障害者の通行に支障のない措置」とは、壁掛け形式で設ける公衆電話や消火器など、壁から突出物を設けた場合、その存在を杖で感知できるような措置等が該当します。
- ◆ 「休憩するための設備」は、必要に応じて視覚障害者等の通行の邪魔にならない位置に休憩用のベンチ等を設けることを求めています。

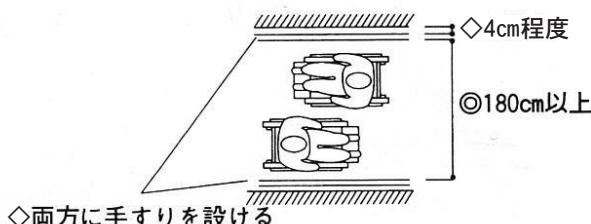
【車いす使用者が転回できる】 (180度方向転換)寸法



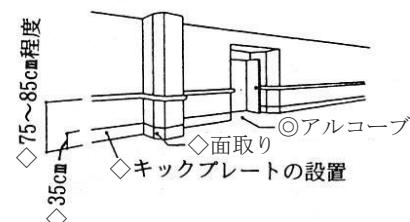
【転回スペース (180度方向転換)】 を設けた例



【車いす使用者同士が】 【すれ違いやすい寸法】



【廊下等の整備例】



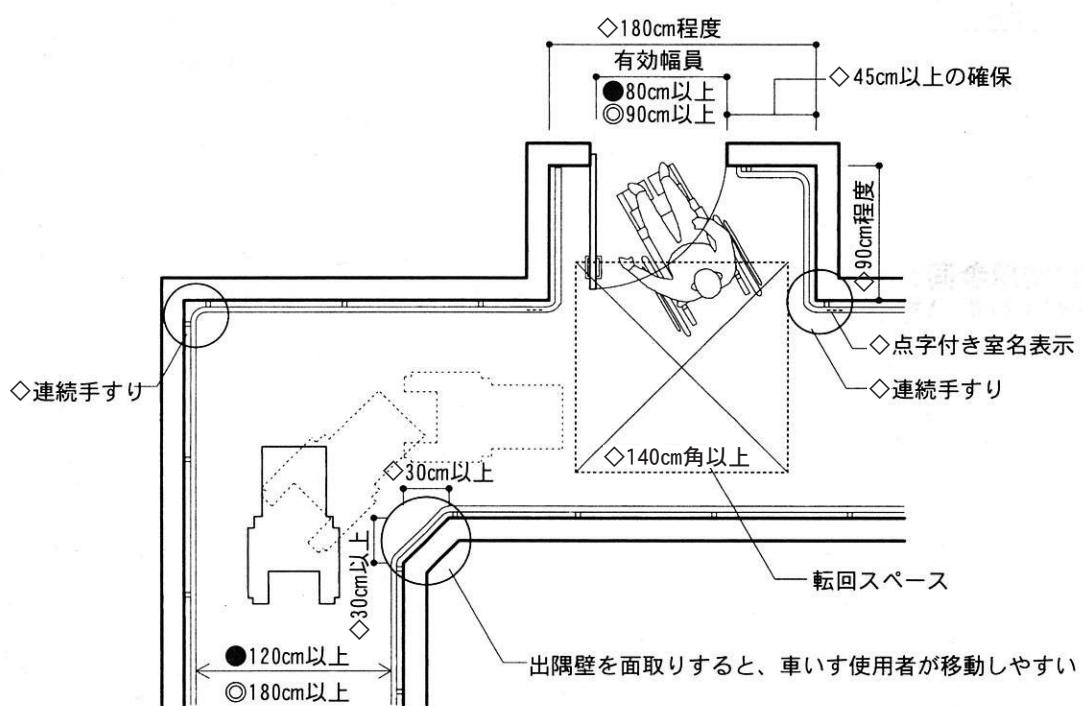
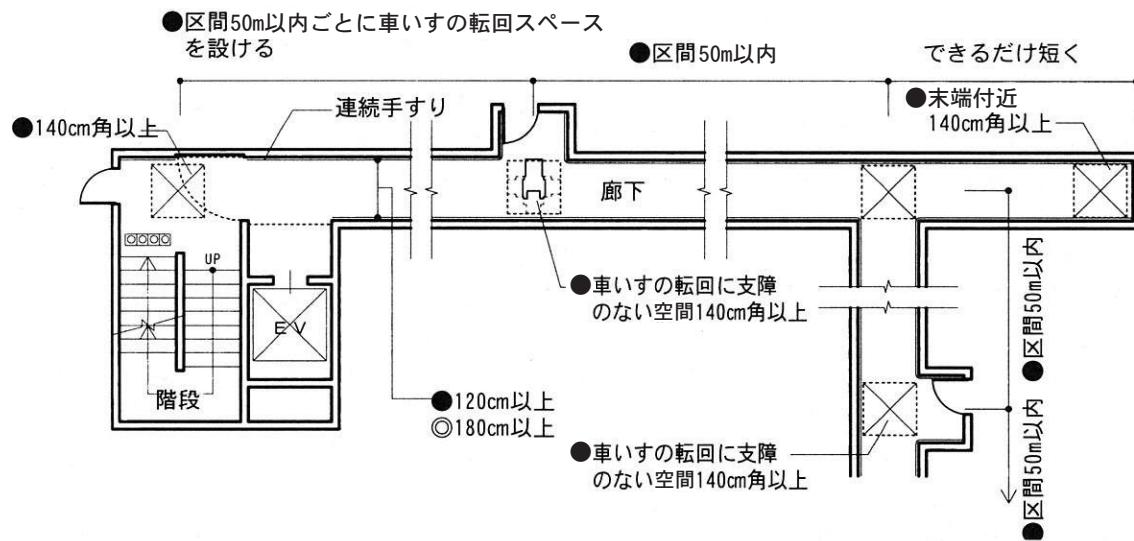
アルコーブ
廊下等の一部に通行以外の機能をもたせる場合に、通行機能を妨げないような配慮から設ける空間のこと。

キックプレート
車いすや松葉杖との接触が想定される壁面部分に、歩行者の安全性に留意しつつ設ける壁面保護用の部材。(一般的に木製の板の使用が多い。)

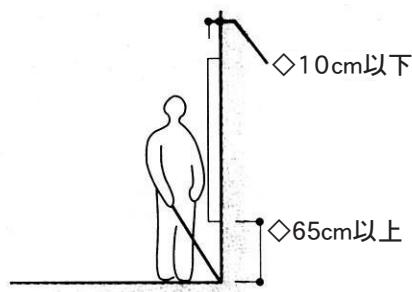
●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【屋内の通路の設計例】



【視覚障害者の通行に安全上支障がない例】



床から65cm以上の部分に突出物を設ける場合は、突き出し部分を10cm以下とします。

【杖で感知できる措置の例】

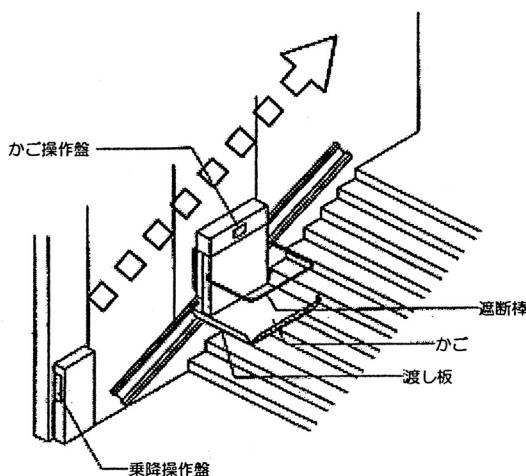


左記以外の場合は杖で感知できる措置が必要です。

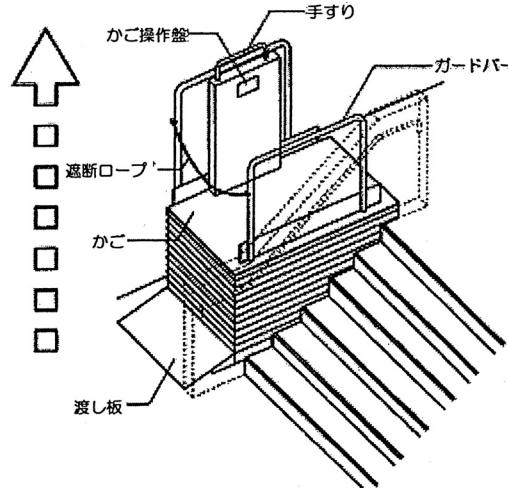
【特殊仕様昇降機の例】

(バリアフリー法) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十八条第二項第六号の規定による、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等。
(平成18年12月15日国土交通省告示1492号)

●車いす用段差解消機（斜行型）



●車いす用段差解消機（鉛直型）



① エレベーター（昇降行程が4.0m以下、又は、階段・傾斜路等の部分に沿って設置するもの）

- ・かごの定格速度が15m/min以下
- ・床面積が2.25m²以下のもの
- ・H12建告第1413号第1第9号に規定する段差解消機
- ・かごの幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm以上
- ・乗降方向に応じたかご寸法の確保

② エスカレーター（車いすに座ったまま昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一面に保つもの）

- ・踏段の定格速度30m/min以下
- ・2枚以上の踏段を同一面とした部分の先端に車止めを設置
- ・H12建告第1417号第1ただし書に規定する車いす使用者用エスカレーター

●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【1. 建築物】

2. 廊下その他これらに類するもの

3. 建物出入口と受付等とを結ぶ廊下等

別表第4

整 2項四号→P152

望 2項四号→P157

基本的な考え方

「受付等」は、すべての利用者にとって重要な場所となるため、高齢者や障害者等を、支障なく建物の受付等まで誘導するための経路の確保、装置の設置などが必要です。

解説表

- 直接地上へ通ずる出入口から受付等までの廊下等に適用される。
- 学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設については、整備基準・望ましい基準ともに適用されない。
- 整備基準・望ましい基準とともに、建物出入口において常勤し、視覚障害者を誘導できる者がいる場合など、視覚障害者の誘導上支障のない場合は適用されない。
- 整備基準は、用途面積2,000m²未満の建築物の避難階以外の階には適用されない。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 視覚障害者の誘導対策	最低1経路に視覚障害者のための誘導用床材の敷設、または音声装置など誘導用装置の設置。	視覚障害者のための誘導用床材の敷設、または音声装置など誘導用装置の設置。 (近接した建物出入口がある場合は、そのうち最低1箇所の建物出入口が対象。)

解説

- ◆ 「受付等」とは、人または標識（点字の案内板なども含まれます。）により視覚障害者に建物全体の利用に関する情報提供を行う場所です。
- ◆ 「建物出入口において、常勤し視覚障害者等を誘導できる者がいる場合など、視覚障害者の誘導上支障のない場合」は適用除外としています。
 - 例) ・ホテル出入口に常勤している者により誘導が可能な場合。
 - ・百貨店等で受付が入り口の正面にある場合。
 - ・自動車車庫など運転手等の視覚障害者以外の者が同行する用途の場合。
- ◆ 「視覚障害者の誘導上支障がない場合」には、建物出入口に設けられたインターホン等による呼び出しにより、常時勤務する者が誘導できる場合も含まれます。
- ◆ 前項が「建物の出入口の基準を満たす当該出入口」と限定したのに対し、「すべての建物出入口」としています。
- ◆ 風除室にあっては、視覚障害者のための誘導用床材の施設は必要ありません。ただし、風除室内であっても、方向転換が求められる場合等は、誘導用床材を施設する必要があります。

《整備基準の解説》

- ◆ すべての建物出入口から受付等に至る経路のうち、最低1経路について当該整備を求めています。

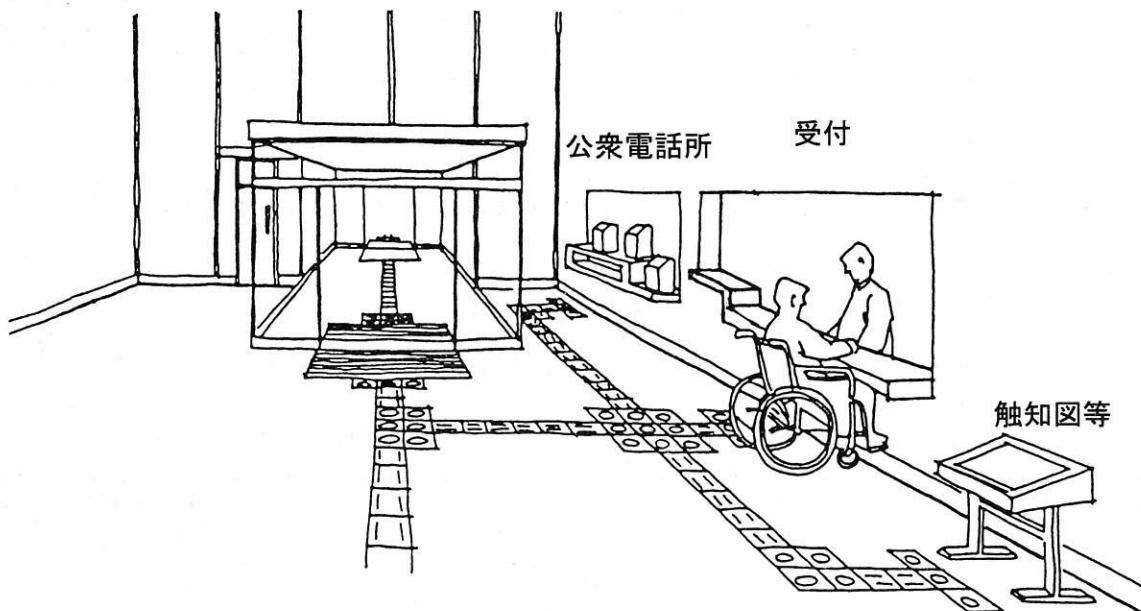
《望ましい基準の解説》

- ◆ 基本的にすべての建物出入口から受付等に至る経路について当該整備を求めています。

参考

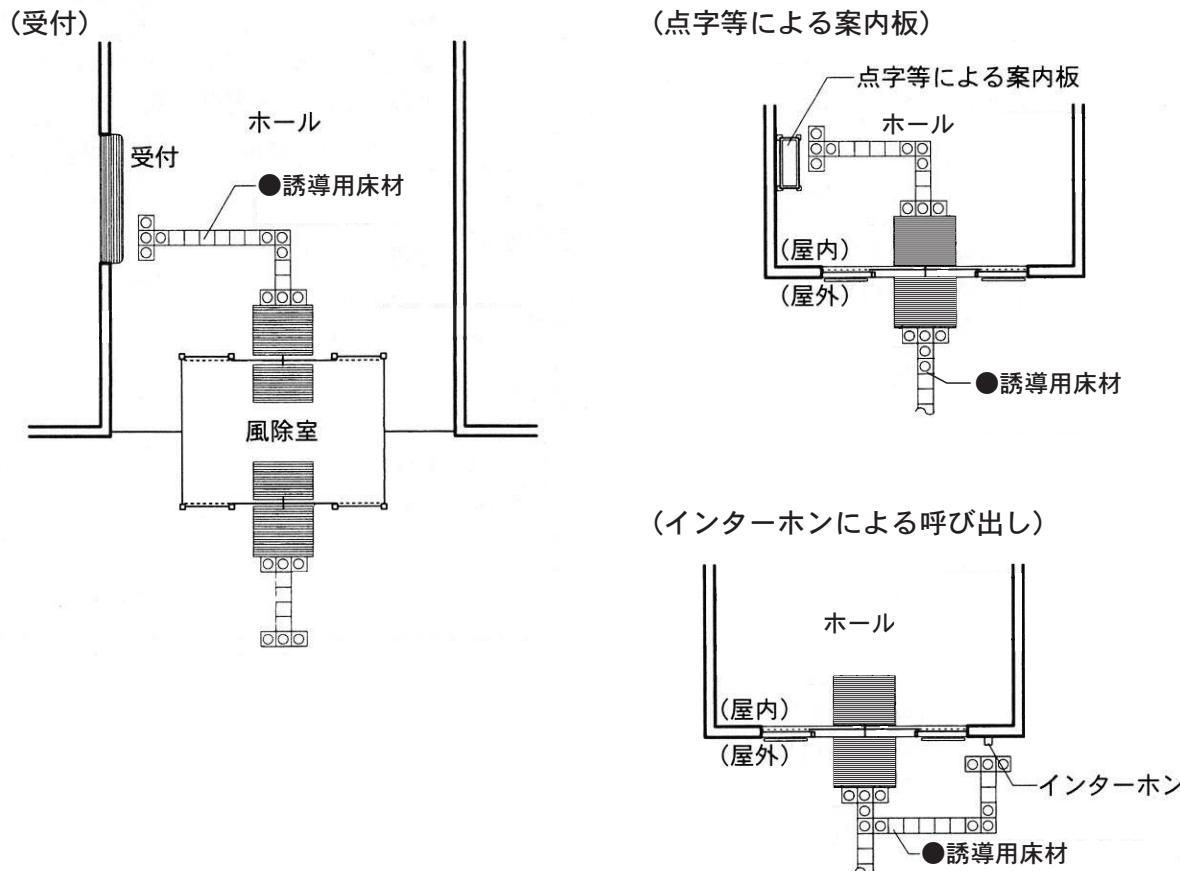
- ◆ 建築物の出入口近くにインターホン等を設ける場合は、立位の人と車いす使用者の両者が利用できる高さとすることが必要です。
- ◆ 人の対応といったソフト面が重要です。建築的対応や設備だけではなく、常時来客に対応できる従業員が配置されていることが望されます。

【建物出入口と受付等を結ぶ廊下等】



配置例の他に、国土交通省の「道路の移動円滑化ガイドライン」及び（財）国際交通安全学会の「視覚障害者用ブロック（点字ブロック）の適正な位置のためのガイドライン」等を参考に適切に敷設することが望ましい。

【受付等の例】



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q&A（建築物編）」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47を参照ください。)

【1. 建築物】

2. 廊下その他これらに類するもの

4. 傾斜路及び踊場

別表第4

整 2項五号→P152

望 2項五号→P157

基本的な考え方

高齢者や障害者等が支障なく通行できるように、十分な幅員の確保等、様々な配慮が必要です。

解説表

- 整備基準・望ましい基準ともに、共同住宅等については共用廊下に適用され、事務所及び工場については主要な廊下に適用される。
- 整備基準は、用途面積2,000m²未満の建築物の避難階以外の階には適用されない。

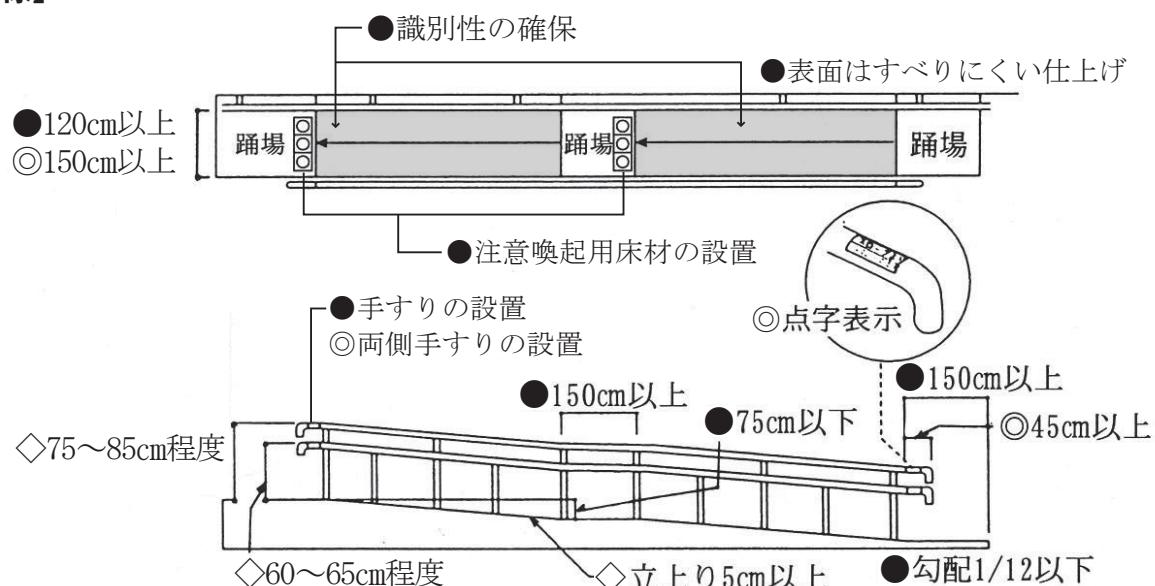
整備内容	● 整備基準	○ 望ましい基準
① 有効幅員の確保	120cm以上。（段併設の場合は90cm以上。）	150cm以上。（段併設の場合は120cm以上。）
② 勾配の制限	1/12以下。（傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8以下。）	1/12以下。
③ 踊場の設置	傾斜路の高さが75cmを超える場合は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置。	同左。
④		傾斜路が同一平面で交差又は接続する場合は、当該交差又は接続部分に踏幅150cm以上の踊場を設置。
⑤ 手すりの設置	傾斜路には手すりを設置。	傾斜路には両側に手すりを設置。
⑥ 表面の仕上げ	粗面、又は滑りにくい材料。	同左。
⑦ 識別性の確保	傾斜路は踊場及び接する廊下等の色と大きな明度差をつける等で識別しやすいもの。	同左。
⑧ 注意喚起用床材の敷設	上端付近の廊下等、及び踊場に視覚障害者のための注意喚起用床材を敷設。（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）ただし、「傾斜路の上端に近接する踊場の部分が、主として自動車の駐車の用に供する施設の場合」、又は「傾斜路と連続して手すりを設ける場合」は適用されない。	同左。

解説

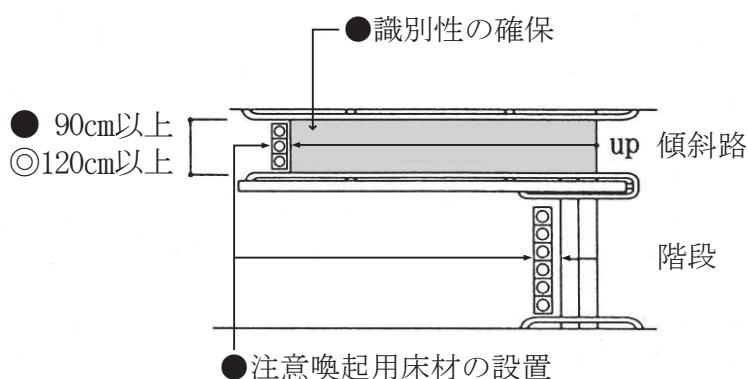
- ◆ 「90cm」とは、車いすが通過しやすい幅です。
- ◆ 「120cm」とは、車いすで通行しやすく、人が横向きになれば車いすとすれ違え、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法です。
- ◆ 「150cm」とは、車いすが360度回転でき、人とすれ違うことができる幅です。
- ◆ 「段を併設する」場合の「段」の構造についても、建築物の階段で規定する基準を満たす必要があります。

- ◆ 「傾斜路及び踊場の有効幅員」とは、実際に通過可能な寸法であり、手すりを設ける場合は、傾斜路、踊場の内法寸法から手すりの設置幅を差し引いた「手すりの内側における寸法」となります。
- ◆ 「1/12」とは、国際シンボルマークの掲示のための基準となっている勾配です。
「1/8」とは、整備基準として、建築基準法上に規定されている最大勾配まで認めているものです。
- ◆ 踊場に関する規定は、「傾斜路が長くなる場合は、昇降中の車いす使用者が休憩したり、加速したりできるような平坦な部分を設ける必要がある。」という考え方から定めているものです。
- ◆ 手すりに関する規定は、整備基準としては「片側に設置」を許容していますが、片側マヒの人の利用等を考慮し、できる限り両側に設置することが望まれます。
- ◆ 弱視者等の視覚障害者のために、「傾斜路の仕上げを周囲と識別しやすいものとすること」や「傾斜路の上端付近に注意喚起用床材を敷設すること」を求めてています。
- ◆ 「傾斜路の上端に接する踊場に近接する部分」が「自動車駐車の用に供する場合」は、注意喚起用床材の設置が求められないのは、運転者等の視覚障害者以外の人が同行することが見込まれるためです。
「傾斜路と連続して手すりを設ける場合」についても、視覚障害者が手すりを伝うことでスムーズに傾斜路の通行ができると見込まれるためです。廊下等の部分への適用については、傾斜路の幅員が廊下の幅員と等しく、廊下と一緒に誘導し、手すりを設置した場合になります。また、踊場の部分への適用については、整備基準であれば片側、望ましい基準であれば両側に手すりを設置した場合になります。

【傾斜路の仕様】



【段を併設した場合の例】



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【1. 建築物】

3. 階段

1. 避難階以外の階に通ずる階段

別表第4

整 3項一～六号→P153

望 3項一～七号→P158

基本的な考え方

階段は、高齢者や障害者等にとって転落などの危険性が高いところであり、安全性の確保や上下移動の負担軽減に配慮する必要があります。支障なく通行できるように、様々な配慮が必要です。

解説表

- 不特定かつ多数の者が利用し、かつ直接地上へ通する出入口がない階に通ずる階段（踊場を含む。）に適用される。
- 整備基準・望ましい基準ともに、共同住宅等については共用階段に適用され、学校、事務所及び工場については主要な階段に適用される。
- 共同住宅等については、不特定かつ多数の者が利用する階のすべてに停止するエレベーターが設置される場合には適用されない。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 有効幅員の確保	120cm以上。（用途面積300m ² 未満の建築物及び一般公共の用に供される自動車庫を除く。）手すりの幅を10cmを限度として有効幅員に含めることができる。	150cm以上。（共同住宅等は140cm以上。）手すりの幅を10cmを限度として有効幅員に含めることができる。
② 段の構造		けあげを16cm以下、踏面を30cm以上。
③ 手すりの設置	手すりを設置。	両側に手すりを設置。
④ 回り段の回避	主要な階段は回り段以外の構造。（困難な場合を除く。）	主要な階段は回り段以外の構造。
⑤ 表面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。
⑥ 識別性の確保	踏面の端部の色を、その周辺部分の色と大きな明度差を付ける等、段を容易に認識できるようにする。 段鼻の突き出しがないこと等により、つまずきにくい構造とする。	同左。
⑦ 注意喚起用床材の敷設	上端付近の廊下等及び踊場に視覚障害者のための注意喚起用床材を敷設。（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）ただし、「階段の上端に近接する踊場の部分が、主として自動車の駐車の用に供する施設の場合」、又は「階段と連続して手すりを設ける場合」はこの限りでない。	同左。

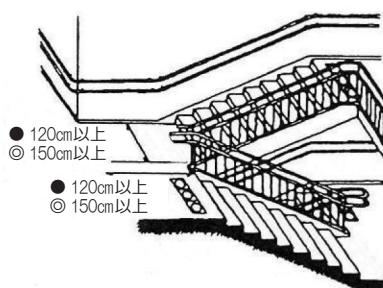
解説

- ◆ 階段（その踊場を含む。）の規定は、「不特定かつ多数の者が利用し、かつ、避難階以外の階に通ずる階段のすべて」に適用されます。ただし、共同住宅等にあっては「共用階段」に、学校（特別支援学校を除く。）、事務所及び工場にあっては一般に来客が使用する「主要な階段」に限定し、さらに共同住宅等については、「当該階のすべてに停止するエレベーターが設置されている場合」を適用除外としています。
- ◆ 「120cm」とは、松葉杖2本使用者の昇降に必要な幅です。
「150cm」とは、松葉杖2本使用者が円滑に昇降できる幅です。
小規模な建物を適用除外としたり、共同住宅等を緩和しているのは、スペースの関係等からのやむを得ない状況を考慮しているためです。

- ◆ 「16cm・30cm」は、学童や松葉杖2本使用者の昇降に必要な動作空間です。
- ◆ 「回り段の回避」については、視覚障害者等が方向を失ったりすることがないよう、回り段以外の構造とすることを求めています。「困難な場合」とは、例えば「小規模な2階建て物販店舗等で、それ以外に階段を設けられず、スペースの関係等から回り段を設けざるを得ない場合」などが該当します。
- ◆ 階段上端部における注意喚起用床材の敷設位置は、段鼻の直前では、踏み外す危険があるため、30cm程度の余幅を取っておく必要があります。
- ◆ 注意喚起用床材は階段の上端に敷設する必要があります。階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられます。また、出口等から階段まで連続誘導がなされている場合には、上端・下端共に敷設することが望されます。
- ◆ 「階段の上端に接する踊場に近接する部分」が「自動車駐車の用に供する場合」は、注意喚起用床材の設置が求められないのは、視覚障害者には運転者等の視覚障害者以外の人が同行することが見込まれるためです。

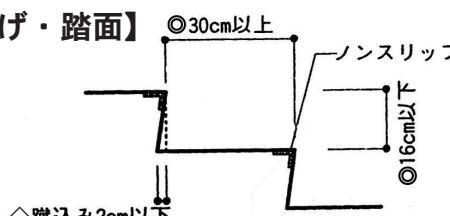
「階段と連続して手すりを設ける場合」についても、視覚障害者が手すりを伝うことでスムーズに階段が通行できると見込まれるためです。廊下等の部分への適用については、階段の幅員が廊下の幅員と等しく、廊下と一体的に誘導し、手すりを設置した場合になります。また、踊場の部分への適用については、整備基準であれば片側、望ましい基準であれば両側に手すりを設置した場合になります。

【階段の幅員】



- ・段鼻の位置をわかりやすくするためノンスリップ部分、けこみの先端部は目立つ色をつける等の工夫が必要。
- ・手すりの上端、下端に点字表示する。

【けあげ・踏面】



- 踏面の端部とその周囲の部分と大きな明度差をつける等、段を容易に識別できるようにする。

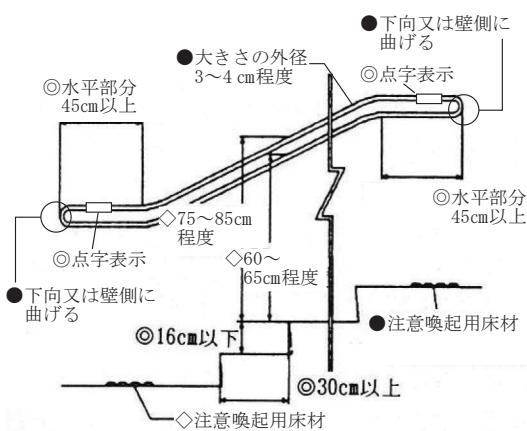
【つまづきにくい構造】



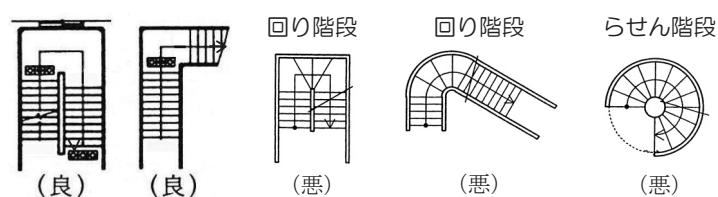
けこみ板のないものは避ける
踏面がとびだしているものは避ける

適正例

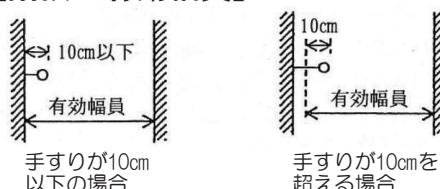
【手すりの例】



【回り段の回避】



【階段の有効幅員】



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

4. 昇降機

1. エレベーター(設置義務)

別表第4

整 4項一号 → P153

望 4項一、三号 → P158

基本的な考え方

エレベーターは、高齢者や障害者等の垂直移動手段として最も有効です。誰もが容易に利用しやすいように、案内表示や操作盤などに配慮する必要があります。

解説表

- 不特定かつ多数の者が利用し、避難階以外の階を有する建築物に適用される。
- 整備基準・望ましい基準ともに、車いす使用者用駐車施設のない駐車場のみの階には適用されない。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 設置義務	避難階以外の階を有する建築物のうち、用途面積2,000m ² 以上（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場については、階が5以上ものに限る。）のものには、かごが当該階に停止するエレベーターを設置。 ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を、高齢者、障害者等が容易に享受又は購入できる措置を講じる場合においては、この限りではない。	避難階以外の階を有する建築物には、かごが当該階に停止するエレベーターを設置。
②		設置するエレベーターは最低1機は望ましい基準を満たす構造（P44,45）とする。主要な廊下等に近接して設置。
③		望ましい基準適合等以外のエレベーターは整備基準に準拠した（P44,45）。

解説

- ◆ 整備基準・望ましい基準ともに、「車いす使用者用駐車施設のない駐車場階を適用除外」としているのは、「当該階が車いす使用者による利用が見込まれない階」であるためです。

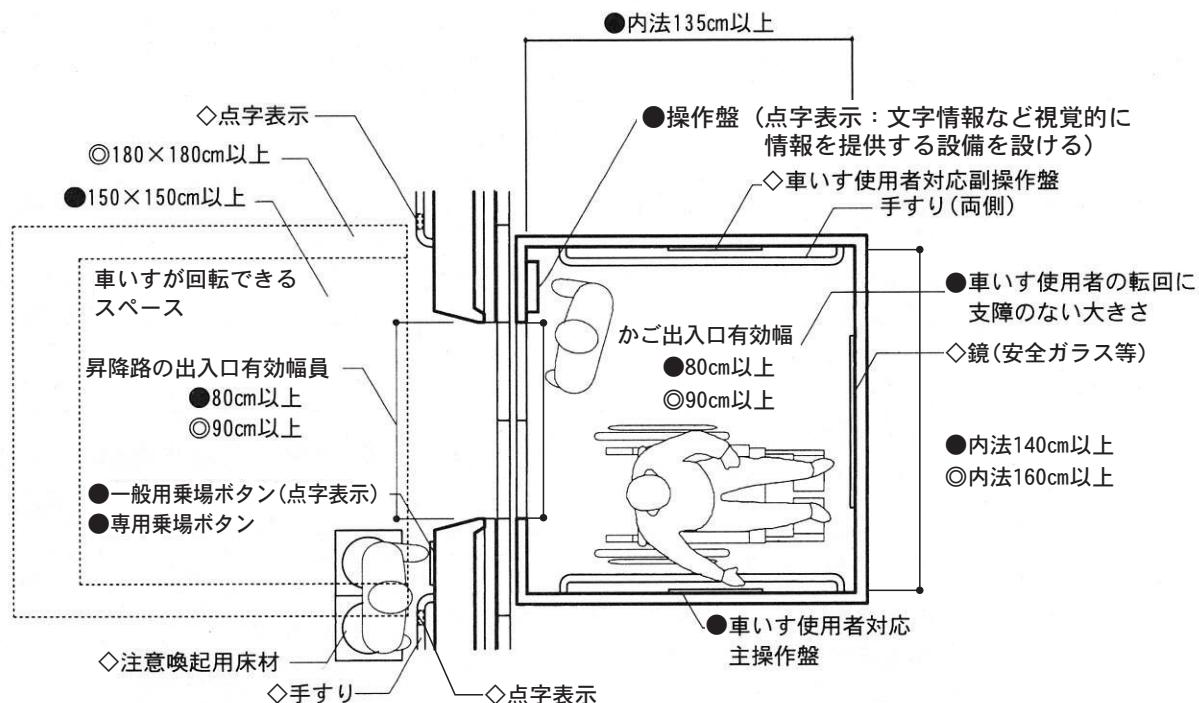
《整備基準の解説》

- ◆ 「避難階以外の階を有する建築物のうち用途面積2,000m²以上のものに限定」しているのは、「不特定かつ多数の者が利用する公益的側面の強い建築物に重点を置いて整備推進を図る」という主旨です。学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所、工場に対する設置義務として、整備基準で「かつ5階以上のもの」に限定しているのはそのためです。
- ◆ 設置義務・停止義務に関する適用除外としては、整備基準として当該階において提供される「サービス」又は「販売される物品」を、高齢者、障害者等が他所で容易に享受又は購入できる措置を講じた場合と定めています。これは、「通常、2階で行っている窓口業務を適宜1階で行える体制を整えている場合」や「車いす用階段昇降機等により車いす使用者等を2階に上げることができる場合」などが該当します。

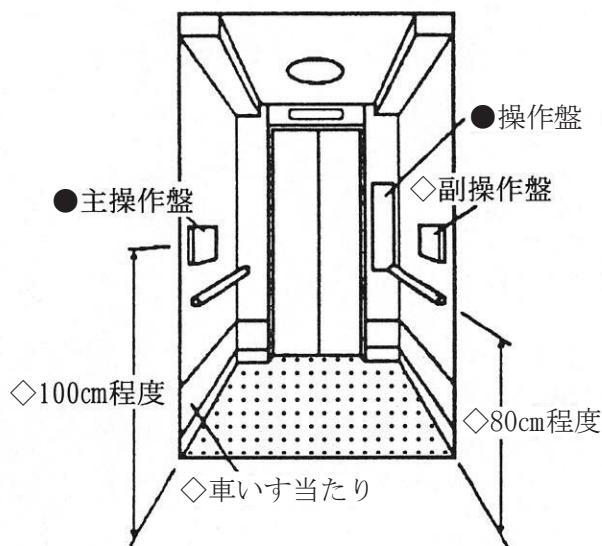
《望ましい基準の解説》

- ◆ 建物用途、用途面積及び階数にかかわらず、避難階以外の階を有する建築物には当該階に停止する昇降機の設置を義務づけています。
- ◆ 最低1機は望ましい基準を満たす構造の昇降機を主要な廊下等に近接した場所（主要動線上であること。）に設置することを求めています。また、これ以外で設置される昇降機については、整備基準に準拠した構造とするよう規定しています。

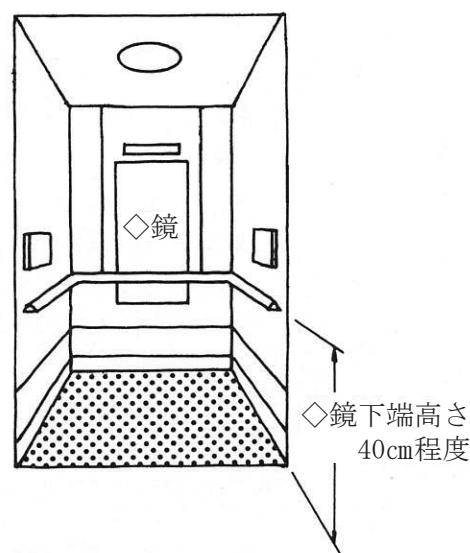
【平面図】



【エレベーター内部の操作盤配置例】



【エレベーター内部の鏡配置例】



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【1. 建築物】

4. 昇降機

2. エレベーター(構造)

別表第4

整 4項二、三号→P153

望 4項二～四号→P158

解説表

- 整備基準・望ましい基準ともに、車いす使用者用駐車施設のない駐車場のみの階には適用されない。
○ 学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設については⑤、⑧、⑩は適用されない。
● 整備基準は、避難階以外の階を有する建築物でエレベーターの設置義務のあるものに適用される。
◎ 望ましい基準は、避難階以外の階を有する建築物に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① かごの奥行き	内法135cm以上。	同左。
② かごの平面形状	かご幅は内法140cm以上かつ車いすの転回に支障のない形状（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場でかごの正面に鏡を設置した場合は除く。）	かご幅は内法160cm以上（共同住宅等でトランク付きの場合は140cm以上）かつ車いすの転回に支障のない形状。
③ かご内の表示装置	かご内に、かごの停止予定階、及び現在位置を表示する装置を設置。	同左。
④ 乗降口ビーの表示装置	乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設置。	同左。
⑤ かご内の音声装置	かご内に、かごの到着階、及び戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設置。（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設を除く。）	同左。
⑥ かご及び昇降路の出入口の有効幅員の確保	それぞれ80cm以上。	それぞれ90cm以上。（共同住宅等を除く。）
⑦ かご内及び乗降口ビーの制御装置	車いす使用者が利用しやすい位置に設置。	同左。
⑧	上記以外については、視覚障害者が円滑に操作できる装置を設置。（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設を除く。）	同左。
⑨ 乗降口ビーの幅及び奥行きの確保	高低差がないこと。 幅及び奥行きは、それぞれ内法150cm以上。	高低差がないこと。 幅及び奥行きは、それぞれ内法180cm以上。
⑩ 乗降口ビーの音声装置	かごの昇降方向を知らせる音声装置を設置。（かご内にかごの到着開戸時に同様に機能する装置がある場合を除く。） (学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設を除く。)	同左。
⑪ 標示	乗降口ビーに又はその付近に高齢者、障害者等が利用しやすいエレベーターの設置を示す標示を設置。	同左。

解説

- ◆ 「135cm」とはJISの11人乗り及び13人乗りのかごの奥行き寸法で、電動車いすが収まる寸法です。
- ◆ かご幅「140cm」とは、車いすで180度方向転換できる寸法から規定されています。
- ◆ 「80cm」とは、車いすが通過できる最低幅です。
- ◆ 「90cm」とは、車いすで通過しやすい幅です。
- ◆ 「車いす使用者が利用しやすい位置の制御装置」について、「視覚障害者対応を求める」規定となっているのは、「視覚障害者である車いす使用者には介助者がつくことが想定されるため」です。
- ◆ 「150cm」とは、車いすが360度回転でき、人と車いすがすれ違いやすい幅です。
- ◆ 「180cm」とは、車いすが回転しやすく、車いす同士がすれ違いやすい幅です。

《望ましい基準の解説》

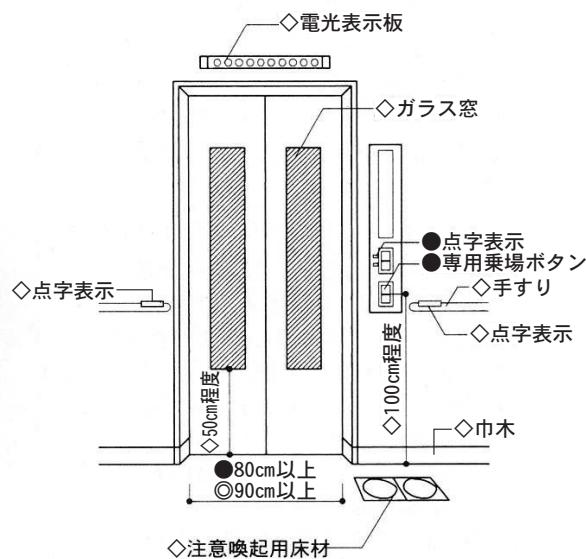
- ◆ 最低1機は望ましい基準を満たす構造とすることを求めています。
また、これ以外に設置される昇降機については、整備基準に準拠した構造（整備基準の整備内容①～④、⑥、⑨を満たすこと）と規定しています。

参考

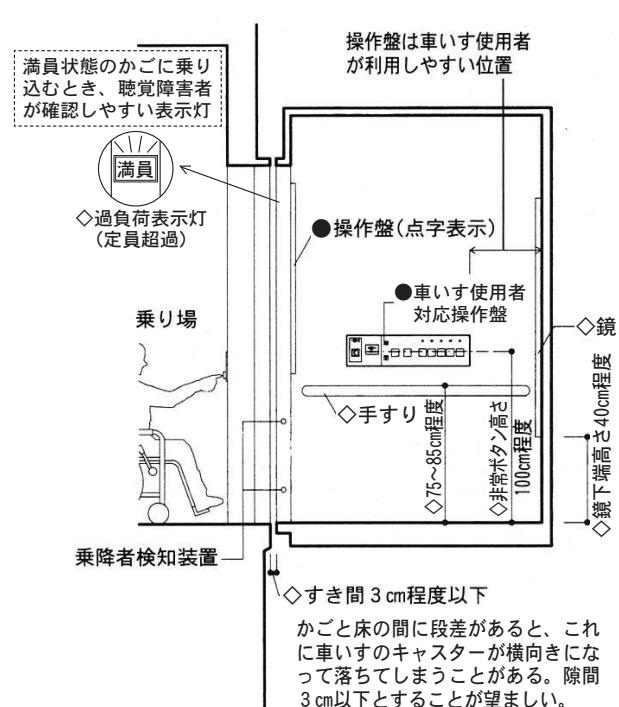
◇ 過負荷表示灯について

聴覚障害者の話に「自分が乗って定員オーバーになったことに気付かずエレベーターが動き出さないで迷惑をかけた」といったものがあります。聴覚障害者は「外見からでは耳が不自由であることがわかりにくい」という面もありますので、聴覚障害者自身による情報入手の必要性が高く、視覚情報による情報伝達は重要です。

【エレベーター出入口（乗り場）】



【かご内の断面図】



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【1. 建築物】

5. 便所

1. 福祉型便房

別表第4

整 5 項一号→P154

望 5 項一号→P159

基本的な考え方

車いす使用者、高齢者、乳幼児を連れた人などが、外出したときに困ることのひとつは便所の利用です。

十分なスペースを確保して、利用しやすい場所に設置されていることが必要です。また、利用形態に応じて、必要な器具等を設置するなどの配慮が必要となります。

解説表

- 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合に適用される。
- ◎ 望ましい基準は、専ら駐車場の用に供される階のうち車いす使用者用駐車施設のない駐車場階には適用されない。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 設置義務	建築物ごとに福祉型便房のある便所を最低1カ所設置。 (男女の区分がある場合は、それぞれ最低1カ所)	階ごとに福祉型便房を当該階の便房総数の2%以上設置。 (当該階の便房総数200超の場合は、1%+2以上。)
②		福祉型便房のない便所、並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便房のない便所は、福祉型便房のある便所に近接して設置。
③ 内部障害者等への配慮	用途面積が2,000m ² 以上（公衆便所は50m ² 以上）の建築物（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）の1以上の福祉型便房には人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者のための水洗器具を設置し、出入口又はその付近にその旨を表示。	次に掲げる「人工肛門又は人工ぼうこうの使用者用設備」及び「介護ベッド（長さ1.2m以上で大人のおむつ交換ができるもの）」を設けた福祉型便房を最低1カ所（男女の区分がある場合は、それぞれ1以上）設置し、出入口又はその付近にその旨を表示（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場を除く。） (1) フラッシュバルブ式汚物流し (2) 給湯設備 (3) 荷物置きの棚その他の設備 (4) 水石けん入れ (5) 紙巻器 (6) 汚物入れ (7) 2以上の衣服をかけるための金具等
④ 出入口の有効幅員の確保	福祉型便房の出入口、及び当該便所の出入口は80cm以上。	同左。
⑤ 出入口に戸を設ける場合の構造	福祉型便房の出入口、及び当該便所の出入口は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。 その前後に高低差がないこと。	同左。
⑥ 標示	出入口又はその付近に、福祉型便房である旨を標示。	同左。

解説

- ◆ 便所の規定は「不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合」について定めるものであるため、例えば従業員の便所のみを設ける場合などには適用されません。よって事務所や工場などで来客用の便所を設ける場合は、本規定が適用されます。また、整備基準としての設置義務が「建築物ごと」であるのに対し、望ましい基準は「階ごと」であることに注意してください。
- ◆ 福祉型便房は、車いす使用者が利用しやすいよう十分なスペースを確保することが必要です。なお、車いすで回転できる寸法は、直径150cmの円が必要とされています。
- ◆ 整備基準・望ましい基準ともに、福祉型便房の設置場所を標示するよう求めています。施設において、「どこに」、「どのような」便所や便房が設けられているかについて、適切な情報提供を行うことが肝要です。
- ◆ 福祉型便房のその他基準については、福岡県ホームページに記載していますのでご参照下さい。なお、記載内容は、利用者の使用状況や整備に対する考え方へ応じて更新することがあります。

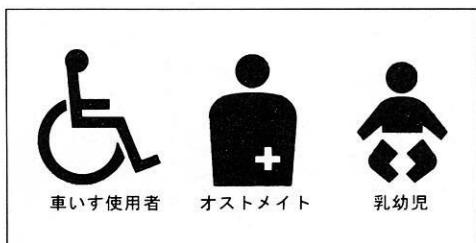
《望ましい基準の解説》

- ◆ 福祉型便房の設置義務は、「専ら駐車場の用に供される階のうち車いす使用者用駐車施設のない駐車場階」を適用除外としています。例えば物販店舗で地下に駐車場のみを設ける場合、当該階に車いす使用者用駐車施設がなければ、当該階は本規定の適用を受けません。
- ◆ 設置義務②は、言い換えれば、福祉型便房に近接していない便所については、「高齢者などかがんだり立ったりすることが困難な人」のために「少なくとも腰掛け便座や手すりが設けられた便房を整備すること」を求めるものです。
- ◆ 設置された福祉型便房のうち、最低1カ所（男女の区分がある場合にはそれぞれ1カ所）は、オストメイトの人に配慮した設備を設けることとしています。オストメイトとは、人工肛門や人工ぼうこうを造設している人です。
また、車いす使用者のおむつ交換や衣服の着脱などのために、大人が横になれるサイズの介護ベッドを設置します。ここで乳幼児のおむつ交換も行えます。

参考

- ◆ 基準としては、「利用の可能性」を重視して、便房及び便所の出入口に関する規定を行っていますが、例えば福祉型便房内への物掛けフックの装備といった「使い勝手・快適性」に関する整備も多種多様に考えられますので、整備の際は十分に配慮してください。
- ◆ 便器の横壁面に洗浄ボタン等を設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とすることが望れます。

【福祉型便房の標示例】



【車いす使用者も利用可能な便房の標示例】



【福岡県ホームページ「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」の掲載場所】

検索方法は、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) のTOP画面の「分類で探す」より次のとおり選択してください。

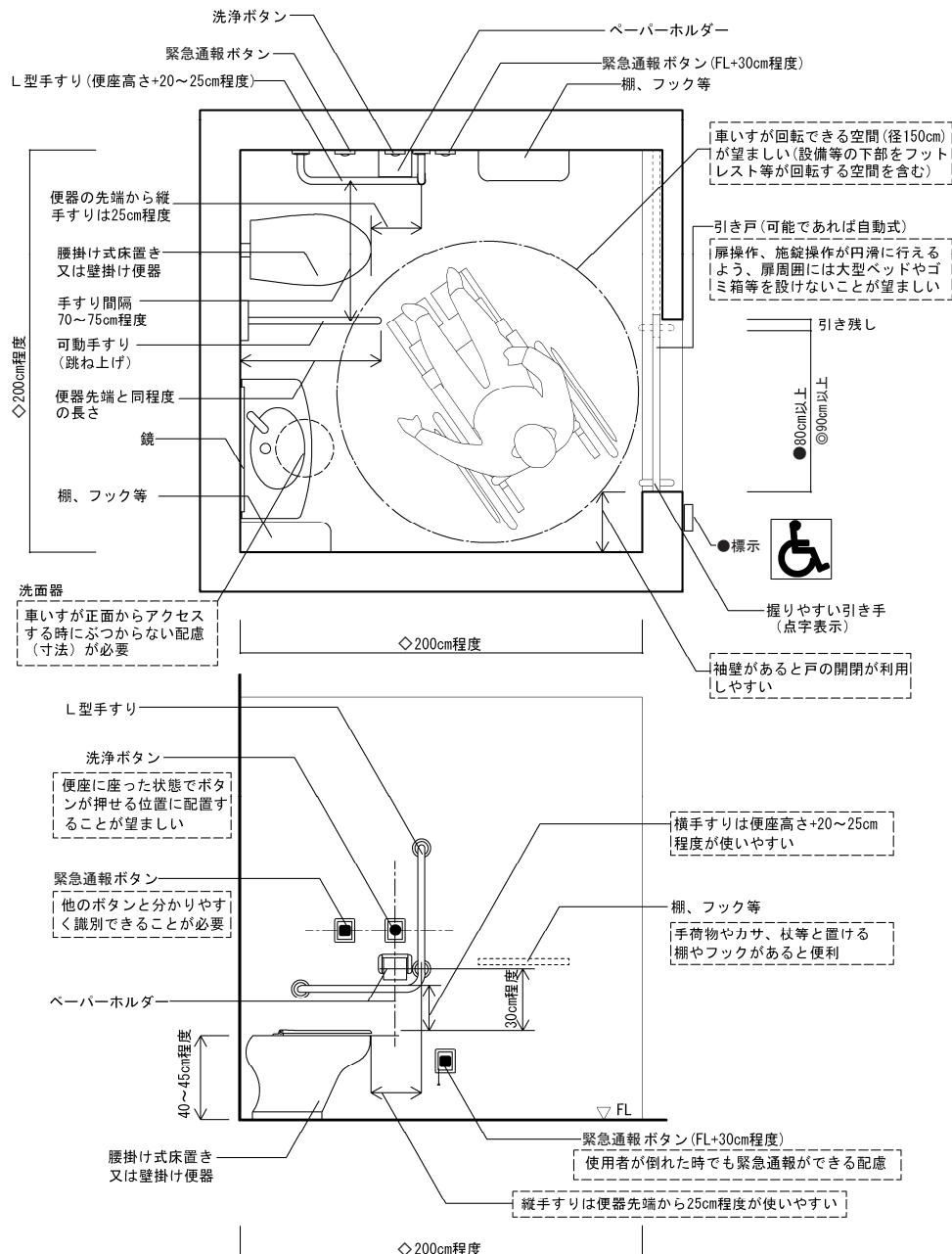
しごと・産業・まちづくり>まちづくり・都市計画>福祉のまちづくり

●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

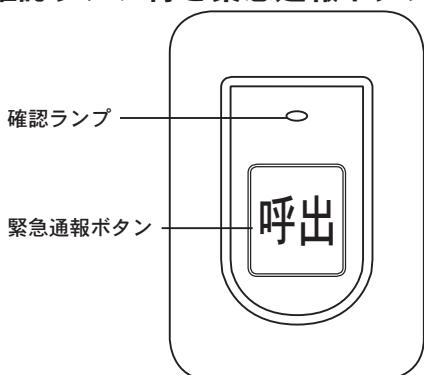
福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【福祉型便房設計例】

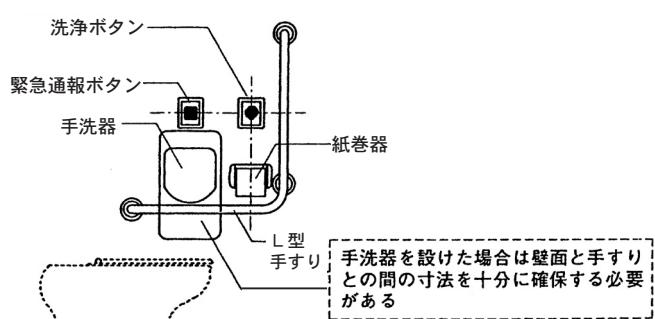
下図は、人にやさしい建築・住宅推進協議会が発行する「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を引用しているものです。福祉型便房のその他基準については、福岡県ホームページに記載していますのでご参考下さい。なお、記載内容は、利用者の使用状況や整備に対する考え方方に応じて更新することがあります。



【確認ランプ付き緊急通報ボタン例】

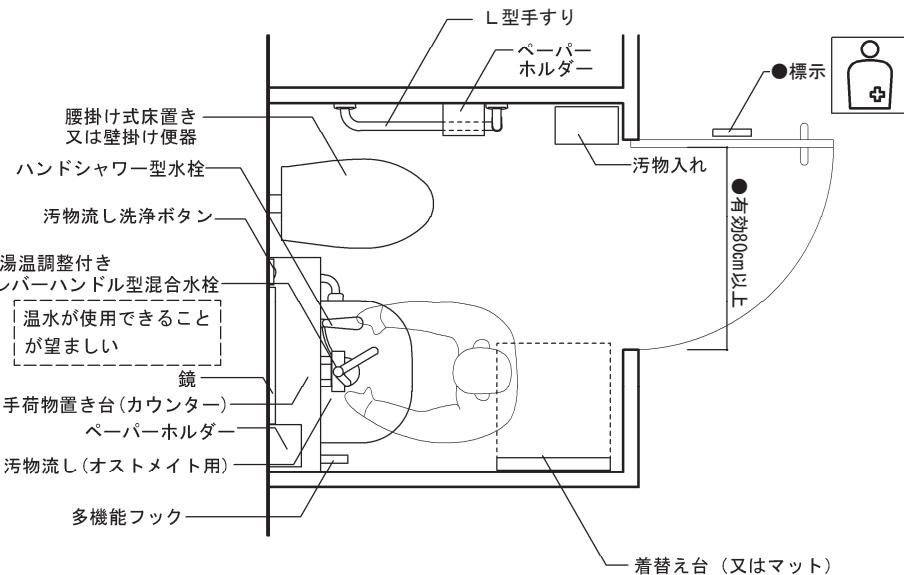


【手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例】

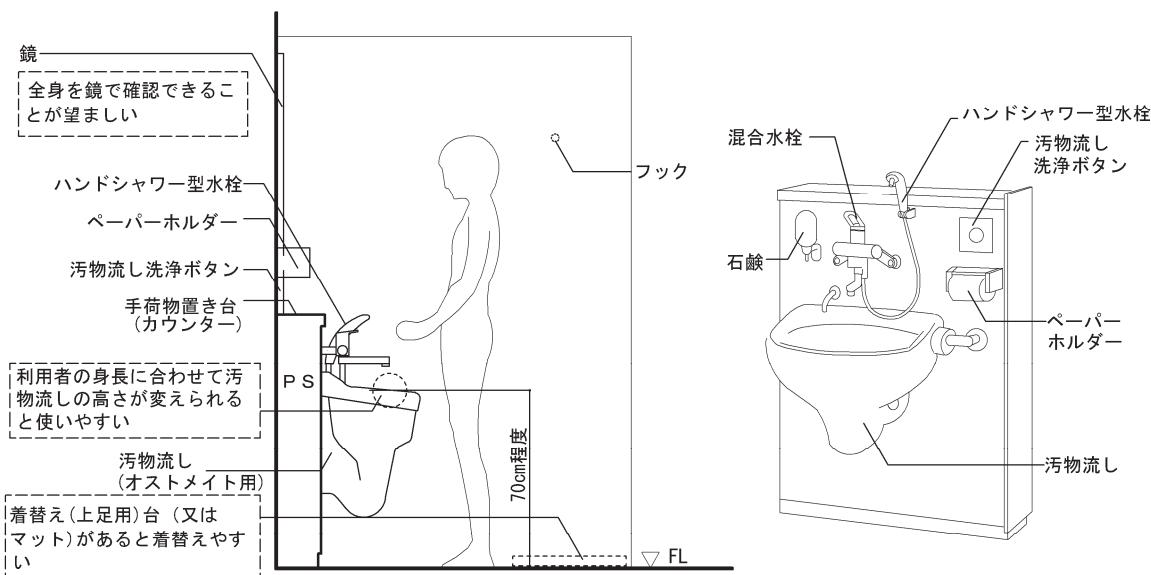


【福祉型便房設計例】

下図は、人にやさしい建築・住宅推進協議会が発行する「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を引用しているものです。福祉型便房のその他基準については、福岡県ホームページに記載していますのでご参考下さい。なお、記載内容は、利用者の使用状況や整備に対する考え方方に応じて更新することがあります。



【汚物流しの例】

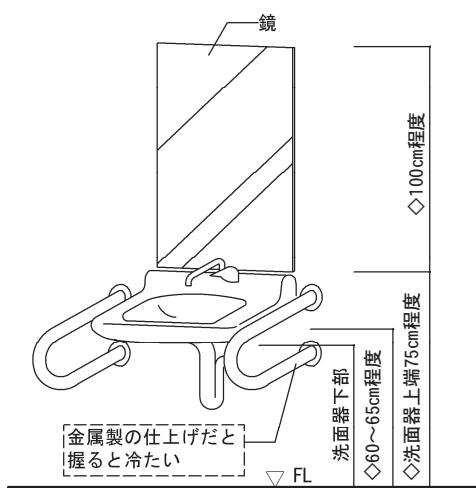


●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

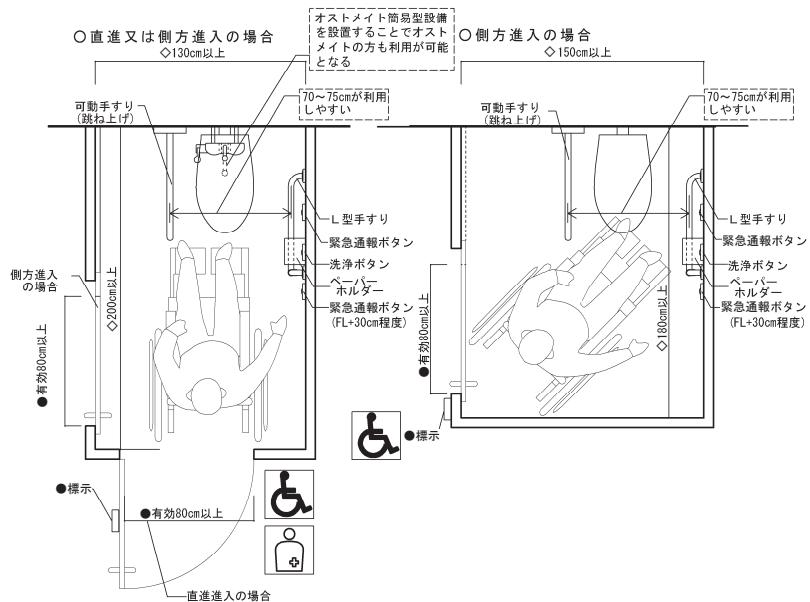
福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参考ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【洗面器の例】

洗面器は壁に堅固にとりつける。手すりを設ける時は車いす使用者の利用にも配慮



【車いす使用者用 簡易型便房設置例】



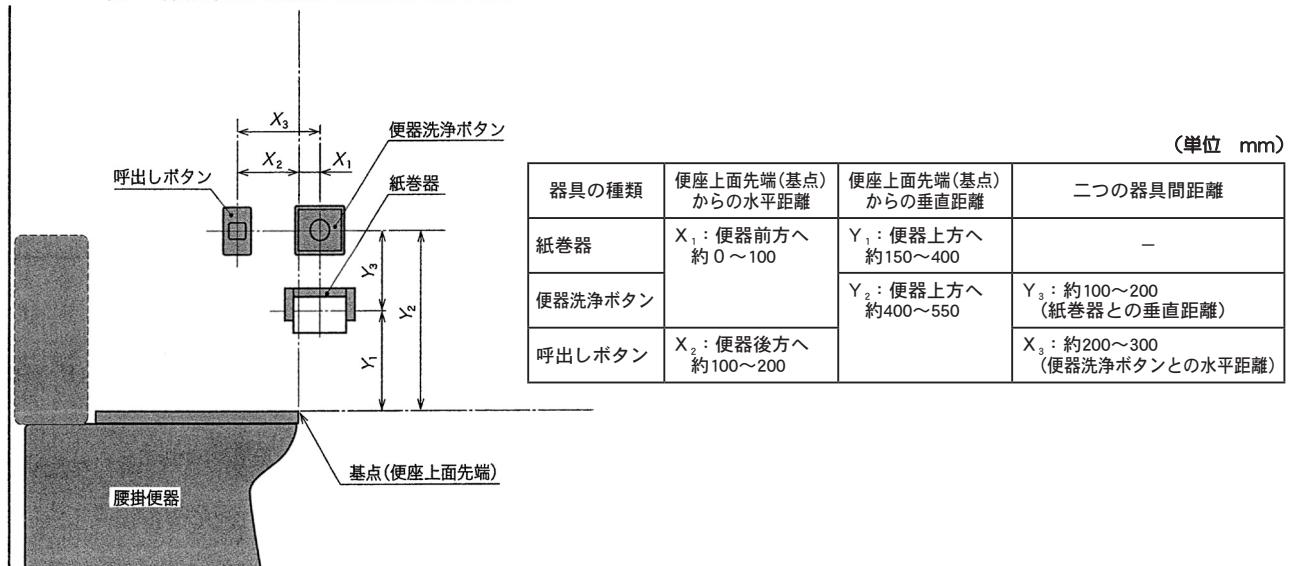
【公共トイレ便房内操作部の器具配置例】

JIS S 0026により、下記の通り示されている。

操作部及び紙巻器の配置は、次による。

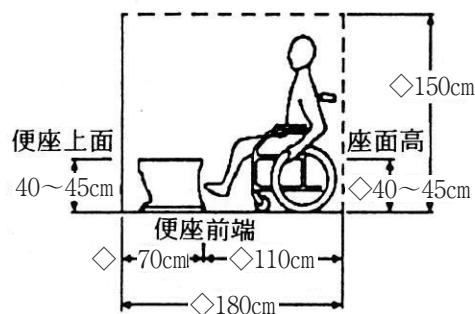
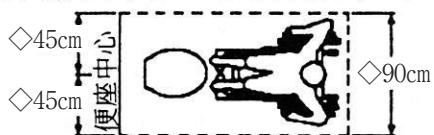
- 操作部及び紙巻器は、便器座位、立位などの姿勢の違いを含めて多くの利用者が操作可能で、かつ、視覚障害者にも認知しやすい配置とする。
- 操作部及び紙巻器は、腰掛便器の左右どちらかの壁面にまとめて設置する。
- 便器洗浄ボタンは、紙巻器の上方に配置し、呼出しボタンは、便器洗浄ボタンと同じ高さで腰掛便器後方に設置する。
- 操作部及び紙巻器は、表1の条件を満たす位置に設置する。
- 操作部及び紙巻器と同一壁面上に手すり、温水洗浄便座リモコン、手洗器などの器具を併設する場合には、各器具の使用・操作を相互に妨げないように配置する。
- 操作部及び紙巻器と同一壁面上に、手すり、温水洗浄便座リモコン、手洗器などの器具の併設又は紙巻器、腰掛便器横壁面の形状などにより、表1の配置及び設置寸法によらない場合であっても、c)の位置関係は、満たすものとする。
- 呼出しボタンは、利用者が転倒した姿勢で容易に操作できる位置にも設置することが望ましい。

表1-操作部及び紙巻器の配置及び設置寸法



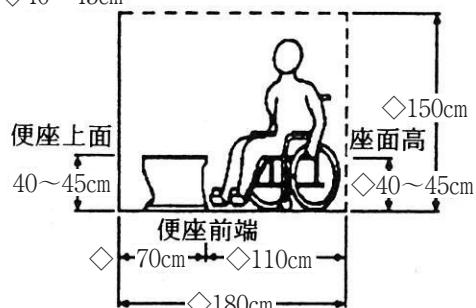
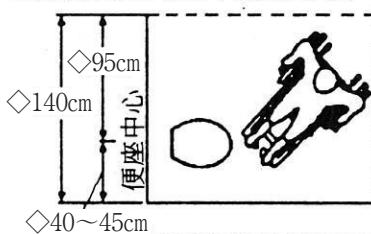
【洋式便器に乗り移る（直進）】

両上肢の強い人や松葉杖使用者が対象で、公共のトイレには不向きである。



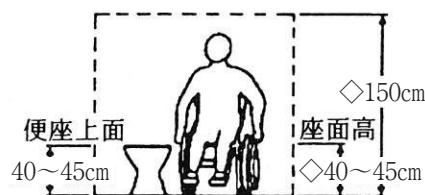
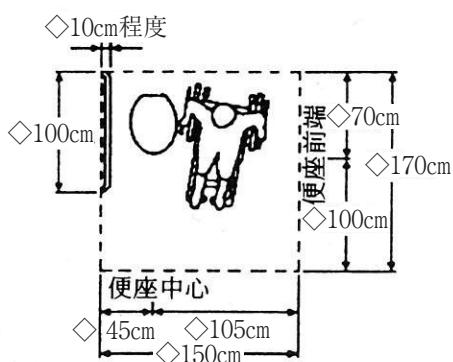
【洋式便器に乗り移る（斜め前方）】

一般的なアプローチの仕方で、両上肢の強い人が対象となる。



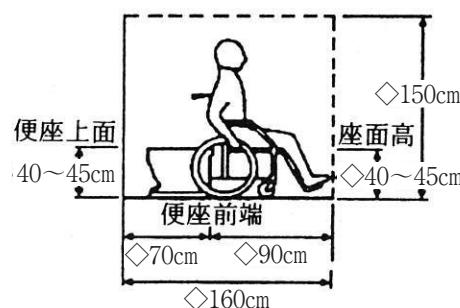
【洋式便器に乗り移る（後方）】

車いすのアームパイプが着脱できることが前提となり車いす使用者全般が対象となる。



【洋式便器に乗り移る（斜め後方）】

車いすの背もたれを取り外すか後方に倒して移乗する場合。（主に上肢の弱い人が対象）



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q&A（建築物編）」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【1. 建築物】

5. 便所

2. 男子用小便器

別表第4

整 5項二号→P154

望 5項二号→P159

基本的な考え方

十分なスペースを確保して、利用しやすい場所に設置されていることが必要です。様々な利用者に配慮するため、床置式小便器の設置が必要です。松葉杖使用者等の体が不自由な人の円滑な使用のため、あわせて手すりを設置することが望されます。

解説表

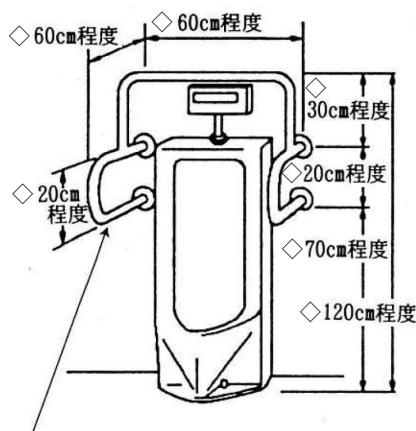
○ 不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 設置義務	建築物ごとに最低1カ所は床置式小便器、その他これに類する小便器を設置。	階ごとに最低1カ所は床置式小便器、その他これに類する小便器を設置。

解説

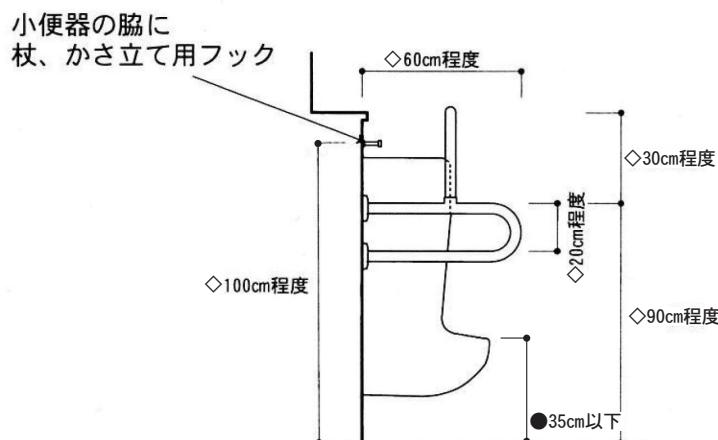
- ◆ 男子用小便器についても、前項「福祉型便房」と同様に、整備基準としての設置義務は「建築物ごと」、望ましい基準としての設置義務は「階ごと」に規定するものです。
- ◆ 設置数については、いずれも「便所の数」として、それぞれ最低1カ所としています。
- ◆ 「その他これに類する小便器」とは、子どもから大人まで円滑に利用可能な、リップの高さが35cm以下の壁掛式低リップ小便器等が考えられます。（リップとは前方に張り出した受け部のことです。）

【男子用床置式小便器の例】



金属製の仕上げだと握ると冷たいので配慮が必要です。

【壁掛式低リップ小便器の例】



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【1. 建築物】

5. 便所

3. 乳幼児用設備

別表第4

整 5項三号→P154

望 5項三号→P159

基本的な考え方

乳幼児を連れた人が利用する施設については、便所にベビーチェアやベビーベッドが設置されていることが必要です。

解説表

- 官公庁施設及び郵便局、公共輸送車両等施設、物品販売業店舗、病院、銀行で、用途面積が2,000m²以上の建築物に、不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 設置義務	ベビーチェア等の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を最低1カ所設置。	同左。
②	ベビーベッド等の乳幼児のおむつ替えができる設備を最低1カ所設置。 (ただし、当該施設内に他のおむつ替えができる場所を設ける場合は適用しない。)	同左。
③ 標示	ベビーチェア、ベビーベッド等の設備を設けた便房及び便所出入口又はその付近にその旨を標示。	同左。

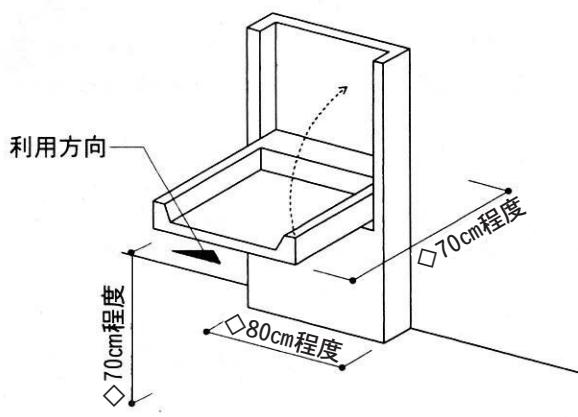
解説

- ◆ 整備基準・望ましい基準とともに、基準を満たす便所を建物に最低1カ所以上（男女の区分がある場合は、それぞれ1カ所以上）設置することが求められます。
- ◆ 福祉型便房にベビーチェアやベビーベッドを設けて、多目的トイレとすることも可能です。
- ◆ 福祉型便房内に設ける場合は、車いす使用者が必要とするスペースを確保したうえで設置してください。
- ◆ ベビーチェアは、乳幼児が落下しないようにベルトなどを付けて、安全に座らせる能够のものを設置してください。
- ◆ ベビーベッドは、落下防止装置が付いたものを設置してください。

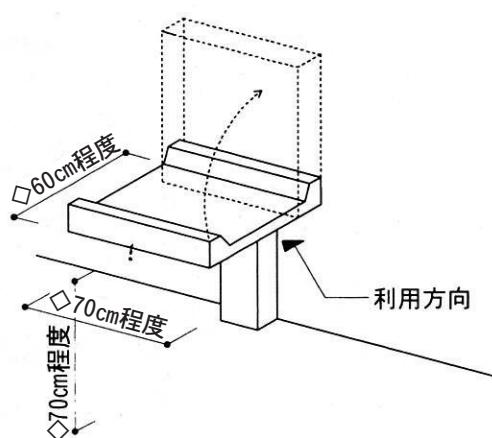
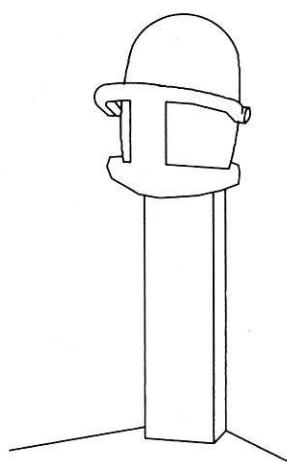
参考

- ◆ 授乳場所の設置に係る考え方、すなわち「育児中の人にとて安全で快適な生活環境を形成することは子どもと一緒に活動することの不自由さを軽減し、このような環境の形成は育児を楽しめることにつながり、少子化対策の一助となる」という考え方を踏まえると、「利用しやすい便所」は快適な生活環境を形成する要素として重要なもののひとつと言えます。
乳幼児を連れた人にとって、「ベビーベッドが備わったトイレ」があれば、非常に外出しやすいと思われます。福祉型便房を設けようとする便所は、当該便房部分だけでなく、便所自体ゆとりある空間として整備を図るのが一般的ですので、特に新築等の際には、ベビーベッドの設置等も含めて、誰もが利用できるように配慮して整備されることが必要です。

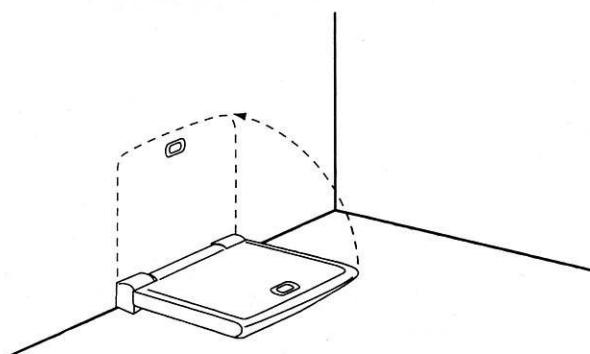
【ベビーベッド】



【ベビーチェア】

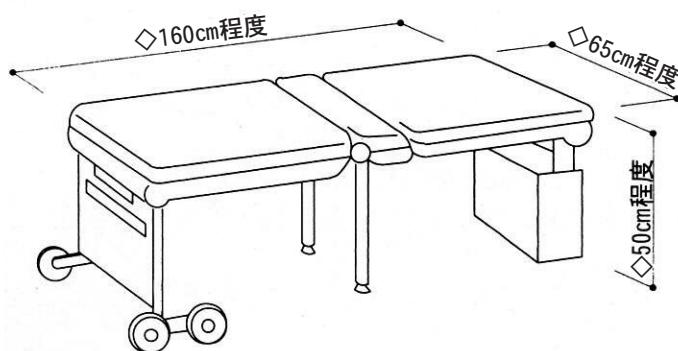


【収納式着替え台】

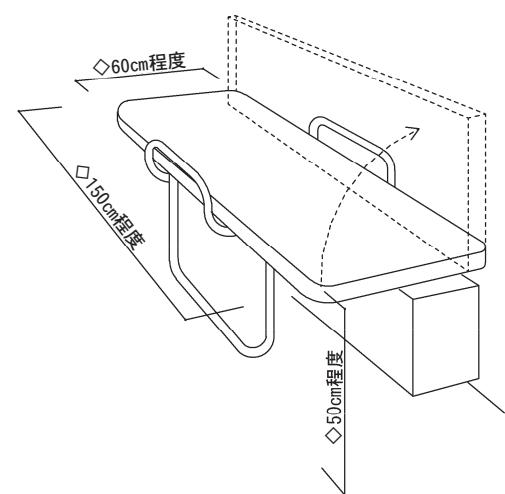


【介護ベッド】

(折りたたみ収納式の例)



(長辺方向収納で手すり付きの例)



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【1. 建築物】

6. 駐車場

1. 車いす使用者用駐車施設及び 建物出入口等への経路となる通路

別表第4

整 6項一、二号 → P155

望 6項一～三号 → P159

基本的な考え方

自動車は、高齢者や障害者等にとって有効な移動手段であるため、車いす使用者用駐車スペースの確保が必要になります。また、車いす使用者用駐車施設から建物等への出入口に至るまで、安全な通路を確保する必要があります。

解説表

- 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合に適用される。
- 整備基準・望ましい基準ともに、「建物出入口等」とはそれぞれの基準を満たすものに限られ、「経路となる通路」とは、表面・段・幅員・高低差に関するそれぞれの基準を満たす敷地内通路及び駐車場内の通路を含むものに限られる。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 車いす使用者用駐車施設の設置義務	最低1カ所は設置。	全駐車台数の2%以上設置。 (全駐車台数が200超の場合は、1%+2以上)
② 車いす使用者用駐車施設の設置位置	建物出入口等への経路の距離が、できるだけ短くなる位置に設置。	同左。
③ 車いす使用者用駐車施設の幅の確保	350cm以上。	同左。
④ 車いす使用者用駐車施設の標示	車いす使用者用駐車施設に、車いす使用者用である旨を見やすい方法で表示。	同左。
⑤ 建物出入口等への通路の構造	車いす使用者用駐車施設から建物出入口等への経路となる通路の構造は、建築物の敷地内通路の整備基準に準拠(P58~65)。	車いす使用者用駐車施設から建物出入口等への経路となる通路の構造は、建築物の敷地内通路の望ましい基準に準拠(P58~65)。

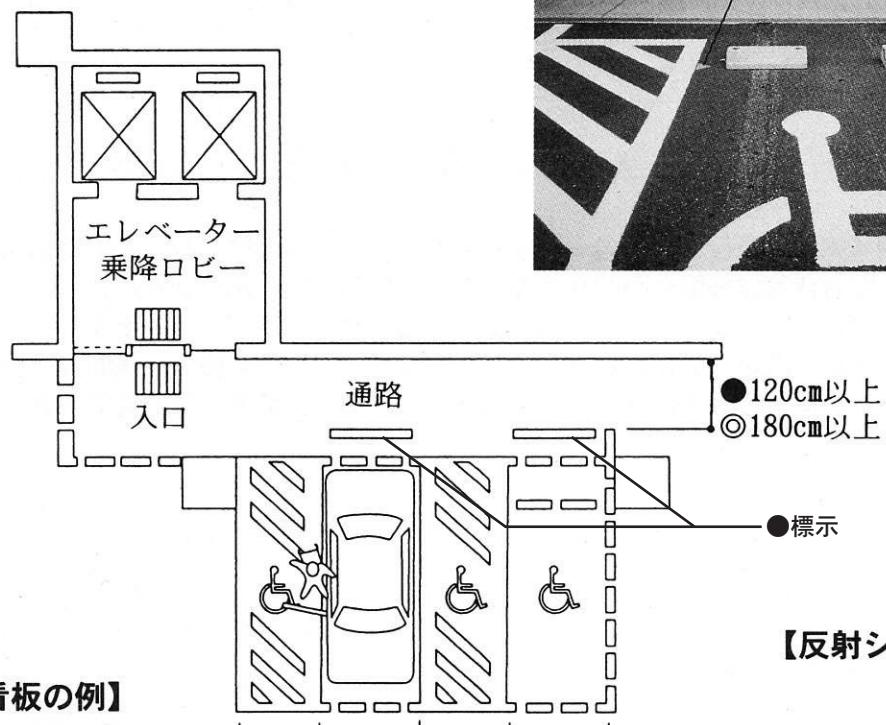
解説

- ◆ 設置義務としては最低1カ所以上とし、望ましい基準については具体的な設置割合を規定しています。(全駐車台数が200以下のときは駐車台数の2%以上、200を超えるときは駐車台数の1%に2を加えた数以上)
- ◆ 分散して駐車場を整備する場合は、それぞれ建物出入口等の付近に車いす使用者用駐車施設を設置することが望されます。
- ◆ 「350cm」とは、車いす使用者が自立して乗降できる十分なスペースとして採用しています。
- ◆ 「見やすい方法」とは、駐車場が広い場合や駐車台数が多い場合等では、路面に塗装した表示だけでは、他の車が駐車すると隠れてしまうため、「立て看板」等の見やすい方法を想定しています。
- ◆ 「車いす使用者用駐車施設」と「建物出入口等への経路となる通路」について、「建物出入口等」とは、「当該基準を満たす建物出入口及び駐車場へ通ずる出入口」のことであり、「経路となる通路」とは「当該基準に準拠した敷地内通路や駐車場内通路」を指します。
- ◆ 「経路となる通路」の準拠内容に「視覚障害者の誘導対策が含まれない」のは、「当該通路を通行する視覚障害者には、運転手等の視覚障害者以外の人が同行する」と見込まれるためです。

参考

- ◇ 駐車場の入口に、車いす使用者用駐車施設が設置されていることがわかるように標識を設け、駐車場の入口から車いす使用者駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設けるなどの配慮に努めることが望まれます。
- ◇ また、身体上の理由から後ろを振り向くことが困難な運転手が、ミラーを見ながら安全に駐車できるように、駐車区画の境界線や車止めに反射シールを張ることなどが考えられます。これは夜間駐車や車止めでのつまずき防止にも有効です。

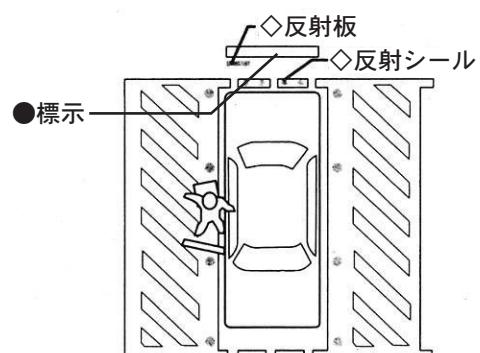
【屋内駐車場の整備例】



【立て看板の例】



【反射シールの設置例】



●印…整備基準 / ○印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【1. 建築物】

7. 敷地内通路等

1. 敷地内通路等(全般)

別表第4

整 7 項一、二号→P155

望 7 項一、二号→P160

基本的な考え方

道路から通路を経て建物出入口に至る部分及び公共用歩廊内の通路は、高齢者、障害者等が安全で支障なく移動できるように配慮する必要があります。

解説表

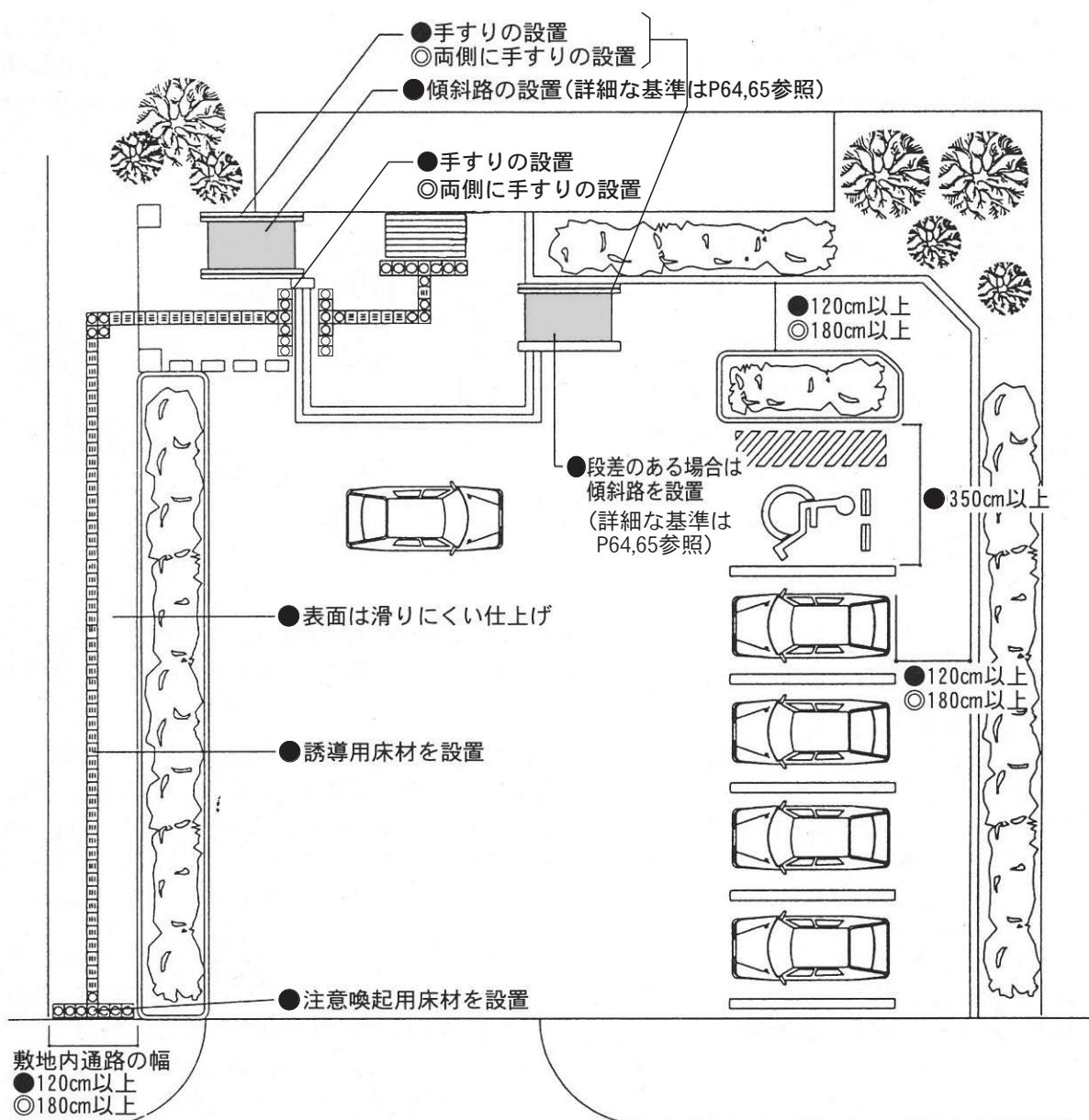
- すべての敷地内通路及び公共用歩廊内の通路が満たすべき共通性能としての規定。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 表面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料	同左。
② 段を設ける場合の構造	建築物の階段の、手すり・回り段・表面・識別性に関する整備基準を満たす構造(P40,41)。	建築物の階段の、有効幅員・段・手すり・回り段・表面・識別性に関する望ましい基準を満たす構造(P40,41)。

解説

- ◆ 大規模店舗等の車の出入りが多い部分は、歩行者の安全を確保するため、歩行者が通行する部分を白線、着色等で明確にすることを原則とします。
- ◆ 表面の仕上げについては、廊下等と同様に「粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること」としています。
- ◆ 車いす使用者や視覚障害者及びベビーカーの通行に配慮して、仕上げの材料の目地幅はできる限り小さくし、石畳やれんが敷き等は表面の凹凸があるものを避ける必要があります。
- ◆ 段を設ける場合については、つまずきにくい構造とすること等を規定しています。
整備基準では、第3項「階段」の整備基準のうち「手すり」、「回り階段」、「表面」、「識別性」に準拠するものとし、望ましい基準ではそれらに「有効幅員」、「けあげ、踏面」を加えて規定しています。

【敷地内通路の整備例】



7. 敷地内通路等

2. 建物出入口と道等又は車いす使用者用駐車施設とを結ぶ経路となる通路及び公共用歩廊内の主要な通路等

別表第4

整 7 項三、六号→P155

望 7 項三、六号→P160

解説表

- 建物出入口から道等又は車いす使用者用駐車施設とを結ぶ敷地内通路及び公共用歩廊の主要な通路に適用される。
- 整備基準・望ましい基準ともに、「建物出入口等」、「車いす使用者用駐車施設」とは、それぞれの基準を満たすものを指し、「道等」とは、道もしくは公園、広場、その他の空地を指す。
- 建物出入口と道等を結ぶ経路については、整備基準・望ましい基準ともに、地形条件等により当該構造とすることが著しく困難で、かつ建物出入口まで直接車で寄り付ける場合は適用されない。
- それぞれ最低1経路は整備基準を満たすこと。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 幅員の確保	120cm以上。	180cm以上。
② 車いすの転回スベース	50m以内ごとに、車いすの転回に支障のない場所を設置。	
③ 高低差がある場合の対応	敷地内通路に設ける場合の整備基準を満たす傾斜路及び踊場(P64,65)又はエレベーター(P44,45)若しくは特殊仕様昇降機を設置。	敷地内通路に設ける場合の望ましい基準を満たす傾斜路及び踊場(P64,65)又はエレベーター(P44,45)若しくは特殊仕様昇降機を設置。
④ 排水溝の蓋の形状	上記整備基準を満たす通路のうち、主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っかからない形状。	上記望ましい基準を満たす通路のうち、主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っかからない形状。

解説

- ◆ 本項で規定する「建物出入口」とは、「当該基準を満たす建物出入口(1.1)に限定する」ものであり、「建物出入口と受付等とを結ぶ廊下等(2.3)に規定する建物出入口」ではないことに注意してください。
- ◆ 本項で規定する敷地内通路とは、「a. (建物出入口) と b. (道等) とを結ぶ経路」及び「a. (建物出入口) と c. (車いす使用者用駐車施設) とを結ぶ経路」の2種類であり、「d. (道等) と c. (車いす使用者用駐車施設) とを結ぶ経路」は該当しません。これは、「経路(c.~d.)」は当該建築物の徒歩利用者が経由する必要がない」という考え方によるものです。→(図1)
- ◆ ただし書きに基づいて「地形条件等により適用除外となるのは、経路(a.~b.)のみ」であり、「経路(a.~c.)」は除外されないことに注意してください。
- ◆ 「120cm」とは、車いすで通行しやすく、人が横向きになれば車いすとすれ違え、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。
「180cm」とは、車いすが回転しやすく、車いす同士がすれ違いやすい幅です。

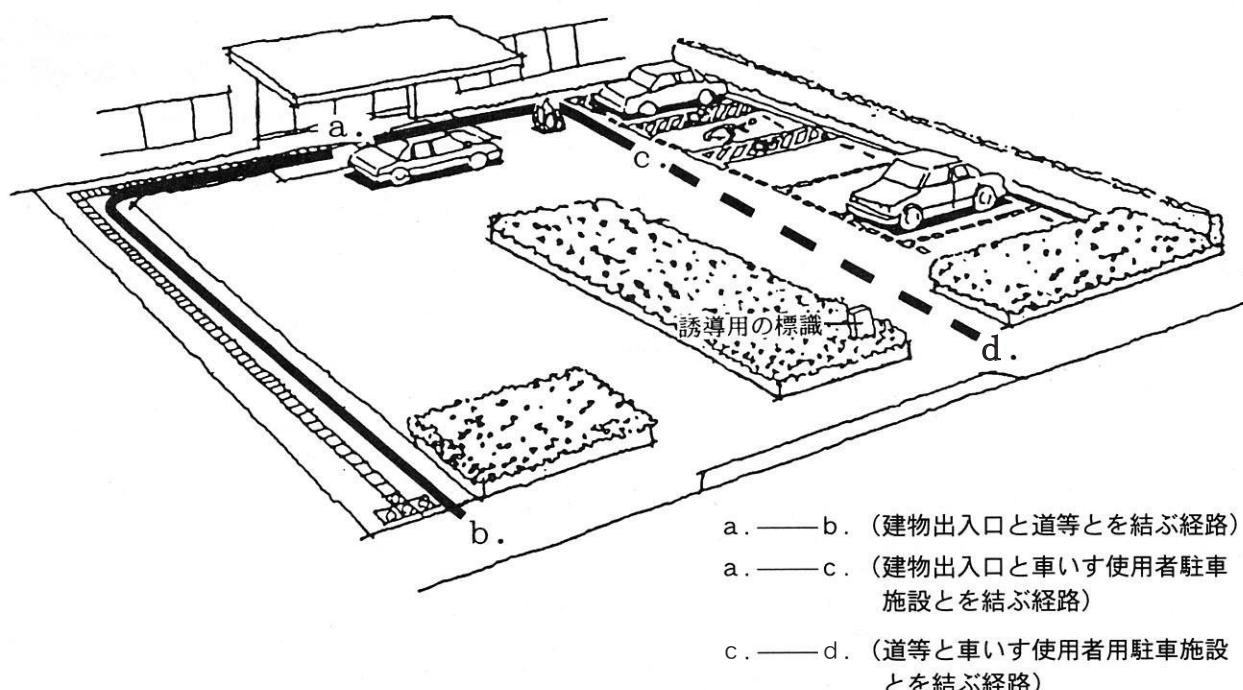
《整備基準の解説》

- ◆ 敷地内通路である「経路(a.~b.)」及び「経路(a.~c.)」のそれについて最低1経路は当該整備を行うことを求めています。

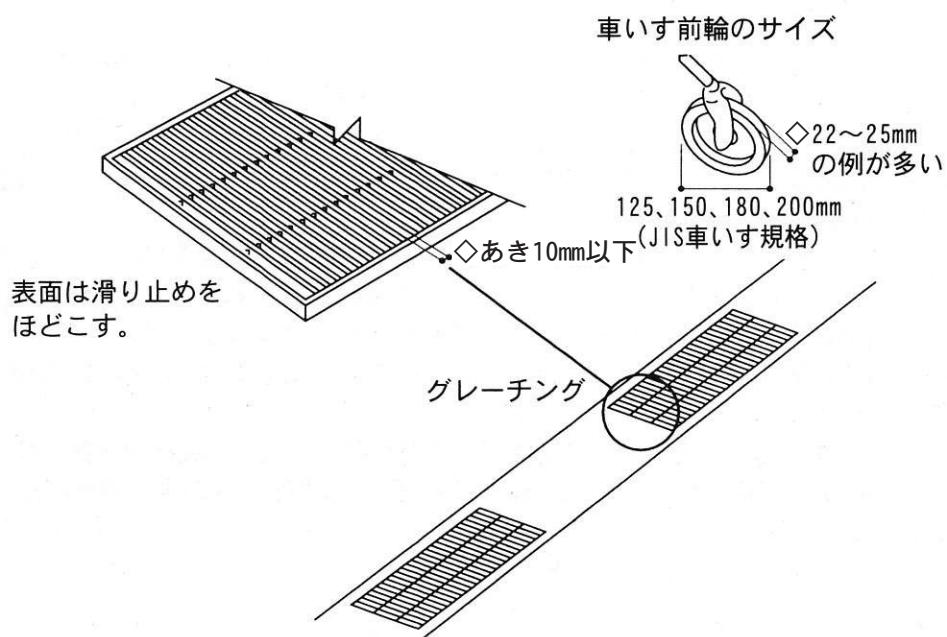
参考

- ◇ 通路を確保する際、歩行者と自動車の接触等の危険回避のため、車路と重ならないようにすることが望まれます。

【敷地内通路の例】…(図1)



【排水溝蓋の例（細目タイプ）】



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【1. 建築物】

7. 敷地内通路等

3. 建物出入口と道等とを結ぶ経路となる通路及び公共用歩廊内の主要な通路(全般)

別表第4

整 7 項四、六号→P155

望 7 項四、六号→P160

解説表

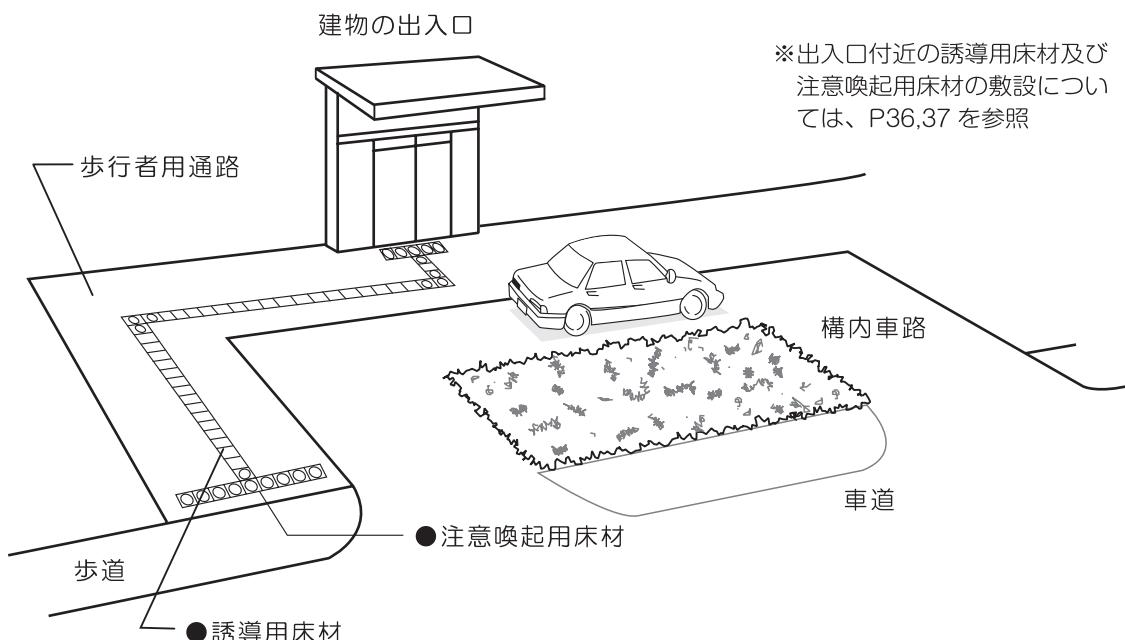
- 建物出入口から、道等に至る敷地内の通路及び公共用歩廊の主要な通路に適用される。
- 学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設については、整備基準・望ましい基準ともに適用されない。
- 最低1経路は整備基準を満たすこと

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 視覚障害者の誘導	視覚障害者のための誘導用床材の敷設、又は音声装置など誘導用装置の設置。	同左。
② 注意喚起用床材の敷設	車路に接する部分、車路を横断する部分、並びに傾斜路上端付近の敷地内通路及び踊場に注意喚起用床材を敷設。	同左。
③ 排水溝の蓋の形状	上記整備基準を満たす通路のうち、主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っかからない形状。	上記望ましい基準を満たす通路のうち、主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っかからない形状。

解説

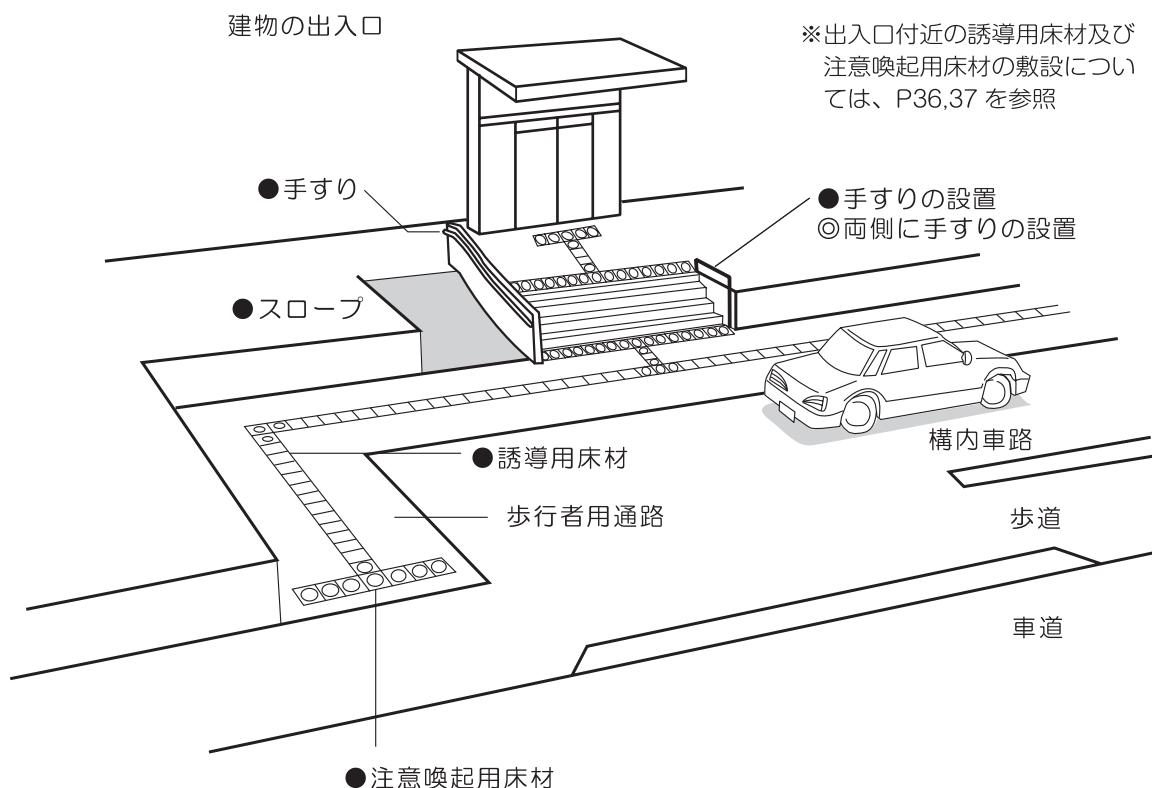
- ◆ 本項で規定する「建物入り口」とは、「建物出入口と受付等とを結ぶ廊下等（2.3）に規定する建物出入口」であり、「前項に規定する当該基準を満たす建物出入口（1.1）に限定する」ものではないことに注意してください。解説の表現としては、前項と対応して「建物出入口と道等とを結ぶ経路」とします。
- ◆ 「経路」の整備に関しては、学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設については適用除外としています。
- ◆ 当該整備として、「建物出入口から、車いす使用者用駐車施設に至る経路への視覚障害者用床材の敷設を求めていない」のは、「当該経路を通行する視覚障害者には運転手等の視覚障害者以外の人のが同行する」ことが想定されるためです。

【アプローチの参考例 1】



配置例の他に、国土交通省の「道路の移動円滑化ガイドライン」及び（財）国際交通安全学会の「視覚障害者用ブロック（点字ブロック）の適正な位置のためのガイドライン」等を参考に適切に敷設することが望ましい。

【アプローチの参考例 2（高低差あり）】



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A（建築物編）」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【1. 建築物】

7. 敷地内通路

4. 敷地内通路に設ける傾斜路及び踊場

別表第4

整 7項五号→P155

望 7項五号→P160

解説表

- 傾斜路の勾配が $1/20$ 以下のものについては適用されない。

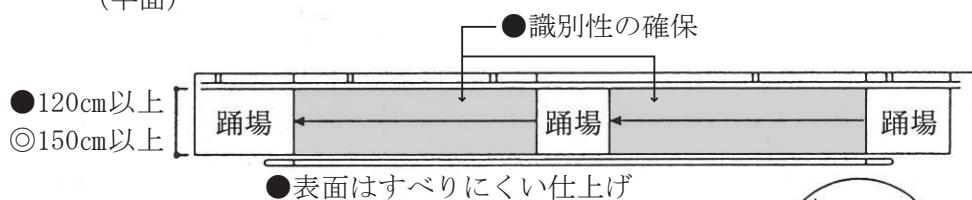
整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 有効幅員の確保	120cm以上。 (段併設の場合は90cm以上)	150cm以上。 (段併設の場合は120cm以上)
② 勾配の制限	1/12以下。 (傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8以下)	1/15以下。
③ 踊場の設置	傾斜路の高さが75cmを超える場合は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置。	同左。
④		傾斜路が同一平面で交差又は接続する場合は、当該交差又は接続部分に踏幅150cm以上の踊場を設置。
⑤ 手すりの設置	傾斜路には手すりを設置。	傾斜路には両側に手すりを設置。
⑥ 表面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。
⑦ 識別性の確保	傾斜路は踊場及び接する敷地内通路の色と大きな明度差をつける。	同左。

解説

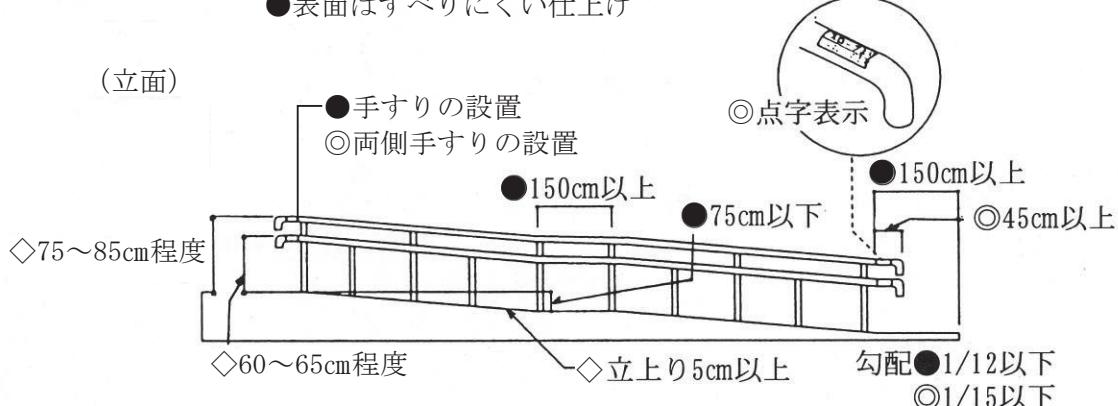
- ◆ 「敷地内通路等」に設ける傾斜路及び踊場の規定内容は、「廊下等(2.4)」に設ける場合の考え方・内容と同じです。ただし、敷地内通路等については $1/20$ を超える傾斜部分に対して傾斜路の規定が適用されます。
- ◆ $1/20$ 以下の勾配については、手すりの設置を求めていませんが、長い通路等では、高齢者、車いす使用者等が円滑に移動できる配慮として、手すりを設置することが望まれます。

【傾斜路の仕様(視覚障害者を誘導しない場合)】

(平面)

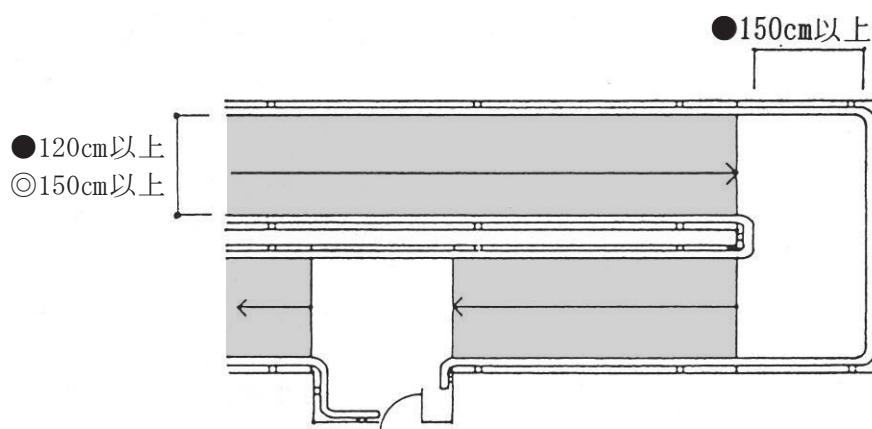


(立面)



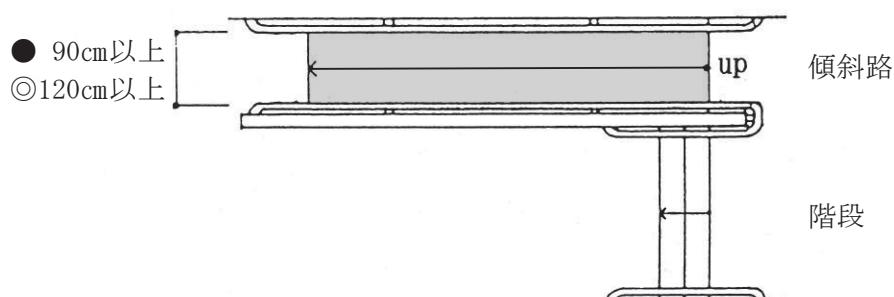
※視覚障害者を誘導する場合は、誘導用床材及び注意喚起用床材の設置が必要です。(P62, 63 参照)

【通路全幅が傾斜路の場合の例(視覚障害者を誘導しない場合)】



※視覚障害者を誘導する場合は、誘導用床材及び注意喚起用床材の設置が必要です。(P62, 63 参照)

【段を併設した場合の例(視覚障害者を誘導しない場合)】



※視覚障害者を誘導する場合は、誘導用床材及び注意喚起用床材の設置が必要です。(P62, 63 参照)

●印…整備基準 / ○印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【1. 建築物】

8. 車いす使用者用客室

1. 車いす使用者用客室

別表第4

整 8項一～四号→P155

望 8項一～四号→P160

基本的な考え方

高齢者、障害者等が障害のない人と同様に外出、旅行等の機会を享受できる環境の整備が求められています。宿泊施設においても、高齢者や障害者等が円滑に利用できるように整備する必要があります。

解説表

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 設置義務	用途面積2,000m ² 以上かつ客室総数50室以上の宿泊施設には、車いす使用者用客室を1以上設置すること。	宿泊施設には、客室総数の2%以上（客室総数が200を超える場合は1%+2以上）の車いす使用者客室を設置すること。
② 有効幅員の確保	出入口は80cm以上。	同左
③ 戸を設ける場合の構造	出入口は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。 前後に高低差がないこと。	同左
④ 空間の確保	車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保。	同左
⑤ 車いす使用者用便所	便所は次に定める構造とすること。客室内に便所を設置しない場合は、福祉型便房のある便所に近接した位置を車いす使用者用客室とすること。 (1)出入口は80cm以上。 (2)出入口は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。前後に高低差がないこと。	同左
⑥ 浴室等	浴室は次に定める構造とすること。当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する次に定める浴室等が設けられている場合は適用しない。 (1)浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置。 (2)浴室は車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保。 (3)出入口は80cm以上。 (4)出入口は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。前後に高低差がないこと。 (5)濡れても滑りにくい床仕上げ。	同左

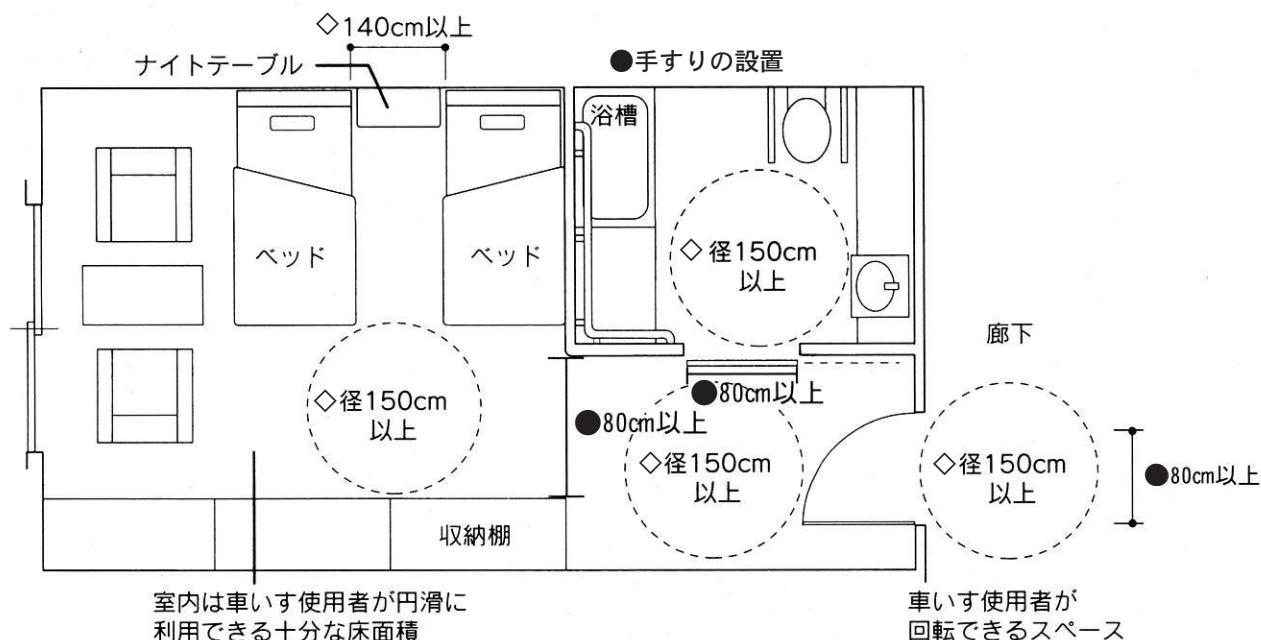
解説

- ◆ 出入口有効幅員「80cm」とは、車いすが通過できる最低幅です。
通路幅が狭い場合等は、車いすの利便性を考え90cm以上が望ましい寸法です。
- ◆ 客室内には、車いすが回転できる直径150cm以上のスペースを1以上確保することが望まれます。
- ◆ 客室内又は共用部分には、車いす使用者が利用可能な便房と浴室を設置します。
客室内に便所を設置しない場合は、客室を福祉型便房のある場所に近接した位置に配置してください。
- ◆ 客室の配置は、移動の困難さを考慮して、昇降機に近接した位置とすることが望されます。

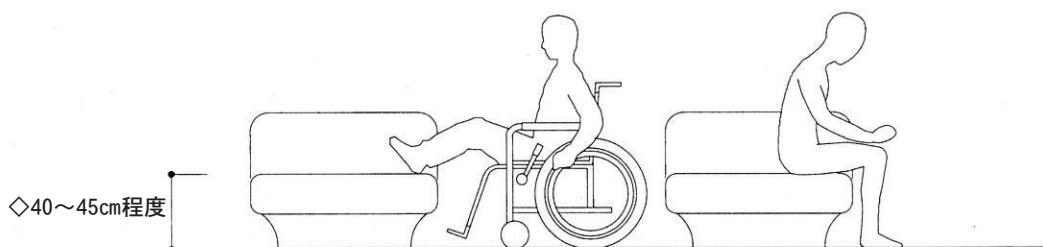
参考

- ◇視覚障害者がホテルに宿泊した場合の情報の伝達方法として深夜の非常時の避難を想定し、客室には揺れるベッドを設置しておくなど「体感情報を提供する」方法があります。
- ◇「宿泊施設」は、密室となる宿泊する部屋にも光等による非常警報装置又は点滅型誘導灯等を設置することが望されます。
- ◇その他の備品について、高齢者・障害者に配慮したものを設置、または貸し出すことが望れます。

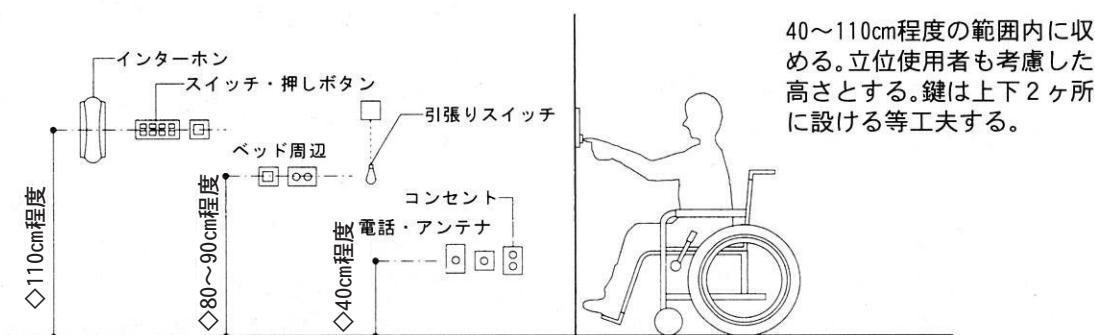
【車いす使用者用客室の例】



【ベッドの高さ】



【コンセント、スイッチの高さの例】



●印…整備基準 / ◇印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q&A(建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47を参照ください。)

9. 条例附置施設

1. 浴室等

別表第4
望 9項→P161

基本的な考え方

浴室、シャワー室等は、高齢者や障害者等が更衣室からの一連の動作が円滑に行えるように、また、支障なく使用できるように整備する必要があります。

解説表

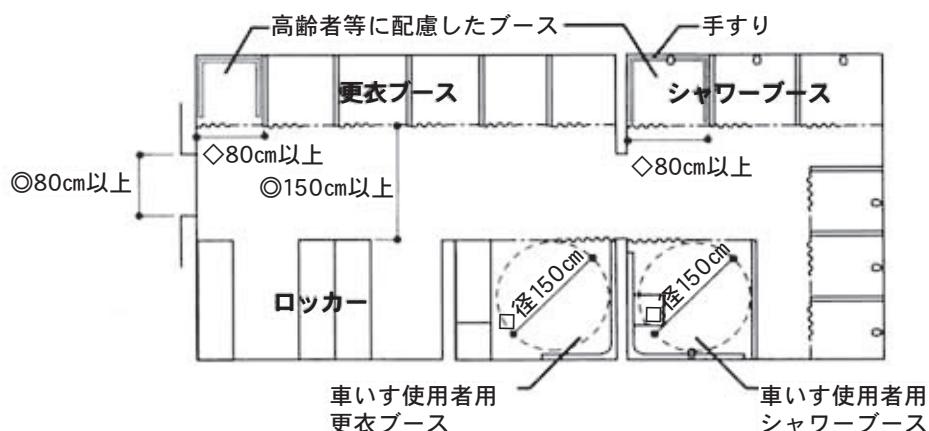
◎ 望ましい基準として、不特定かつ多数の者が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合、1以上（男女の区分がある場合は、それぞれ1以上）に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 配置		浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置。
② 車いす使用者の円滑な利用空間の確保		車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保。
③ 出入口の有効幅員の確保		80cm以上。
④ 戸を設ける場合の構造		車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。 前後に高低差がないこと。
⑤ 床面の仕上げ		濡れても滑りにくい材料。

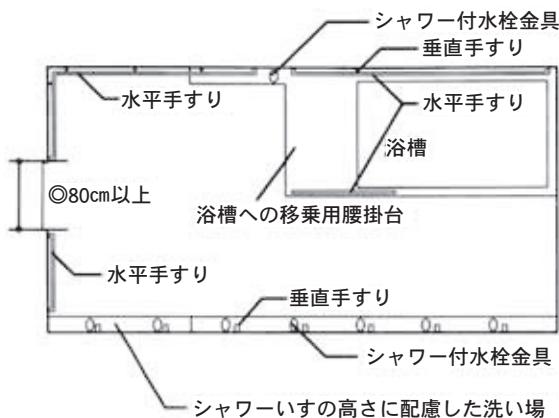
解説

- ◆ 手すりは、浴室においては浴槽や洗い場の周囲に必要です。シャワー室、更衣室においては、スペース内に必要です。
シャワーは、原則ハンドシャワーとし、シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし、高さを調節できるものか、上下2カ所の使いやすい位置にヘッド掛けを設置します。
- ◆ 「十分な空間」として、車いす使用者が転回できる直径150cm以上のスペースを確保する必要があります。
- ◆ 「80cm」とは、車いすが通過できる最低幅です。
- ◆ 浴室、シャワー室、更衣室への通路、出入口には段差を設けないようにします。
- ◆ 床面の仕上げは、濡れても滑りにくく、かつ転倒時や床を這って移動する場合を考慮して、体を傷つけないものとしてください。

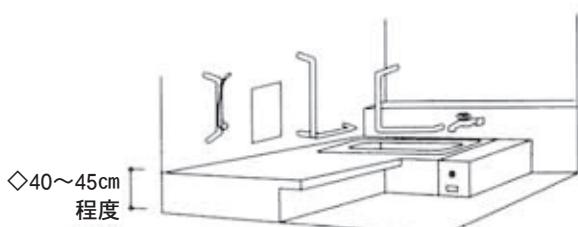
【更衣室、シャワー室の例】



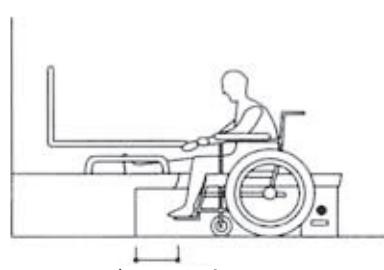
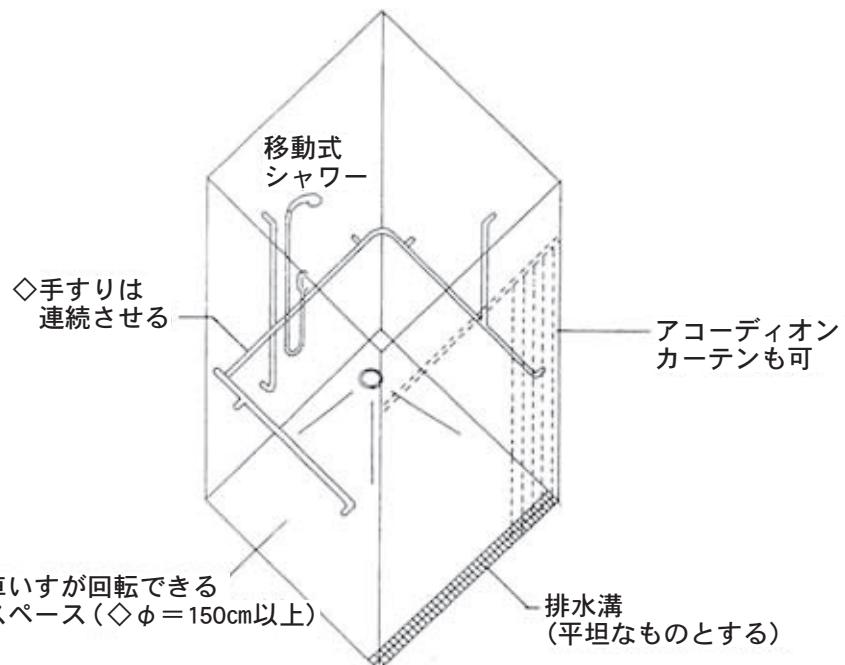
【共同浴室の例】



【参考図】



【シャワー室の例】



◇20cm程度
フットレストを考えクリアランスをとる

●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

9. 条例附置施設

2. 観覧席及び客席

別表第4

整 9項一～四号→P156

望 10項一～四号→P161

基本的な考え方

車いす使用者が、出入口から容易に到達でき、観覧しやすい位置に観覧スペースや設備が設けられる必要があります。

解説表

◎ 整備基準・望ましい基準ともに、娯楽施設・集会施設・スポーツ施設に観覧席等を設ける場合に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 設置義務	車いす使用者が容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に、最低1力所は車いす使用者用観覧スペースを設置。	車いす使用者が容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に、2力所（観覧席総数が400席を超える場合は、「2力所+超過200席までごとに1力所加算」（上限20））以上設置。
② 十分なスペースの確保	1席あたり幅85cm以上、奥行き110cm以上。	1席あたり幅90cm以上、奥行き120cm以上。
③ 床面の仕上げ	水平とし、表面は粗面又は滑りにくい材料。	同左。
④ 転落防止措置	転落防止ストッパー等を設置。	同左。
⑤ 通路幅員の確保	出入口の経路となる通路の幅員は、120cm以上。	同左。

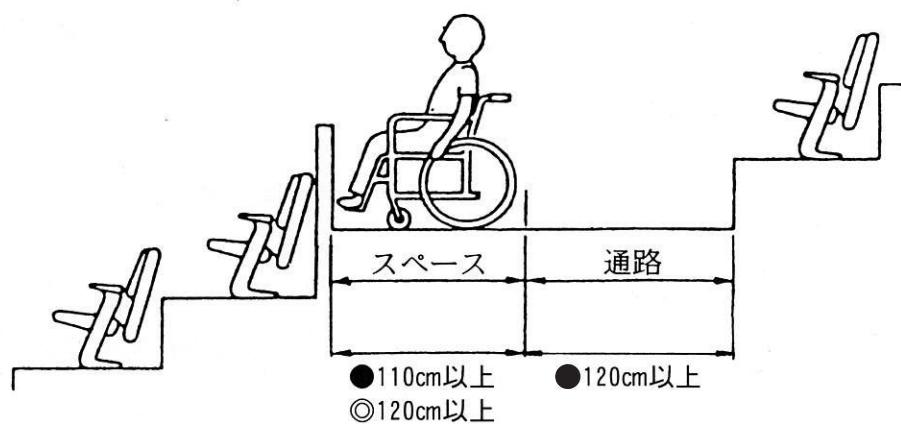
解説

- ◆ 設置義務としては、整備基準では最低1力所以上とし、望ましい基準では最低2力所以上としたうえで観覧席の総数が400席を超える場合は、2力所+超過200席までごとに1力所加算した数以上（上限20席）としています。
- ◆ JIS規格大型手動車いすに人が座った場合に、「85cm」は両側10cmの余裕のある幅、「110cm」は最低必要な奥行きです。ただし、電動車いすをはじめとして、大きめの車いすを使用している人も増えてきていると予測されますので、望ましい基準として、幅「90cm」以上、奥行き「120cm」以上を採用しています。
- ◆ 「120cm」とは、車いすで通行しやすく、立っている人が横向きになれば車いすとすれ違える幅であり、また、松葉杖使用者が円滑に通行できる幅です。

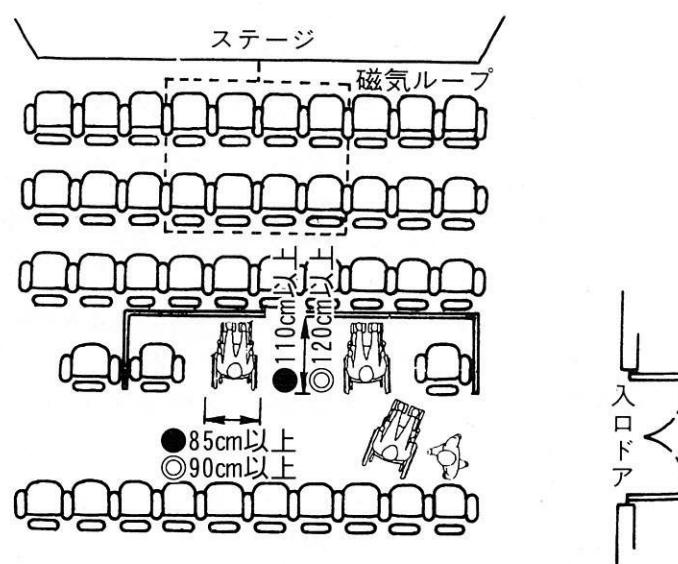
参考

- ◆ 最近では、会議場や劇場などに「磁気ループ」を設置する例もあります。「磁気ループ」とは、床に設置した導線（ループアンテナ）から発生する磁気波を直接補聴器で受信することにより、遠くからの音声を周りの騒音に邪魔されず鮮明に聞くことができる装置です。このような、機器・装置は、日々研究・開発されていくものと予想されますので、基準としては設置等を求めていませんが、実際の施設整備にあたってはその時々に最善と判断される内容を積極的に取り込んでいくことも重要です。

【車いす使用者用観覧スペースの例（立面）】



【車いす使用者用観覧スペースの例（平面）】



●印…整備基準 / ○印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A（建築物編）」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【1. 建築物】

9. 条例附置施設

3. 授乳及びおむつ替えの場所

別表第4
望 11項→P161

基本的な考え方

育児中の人利用する施設には、授乳スペース等の設備を設ける必要があります。

解説表

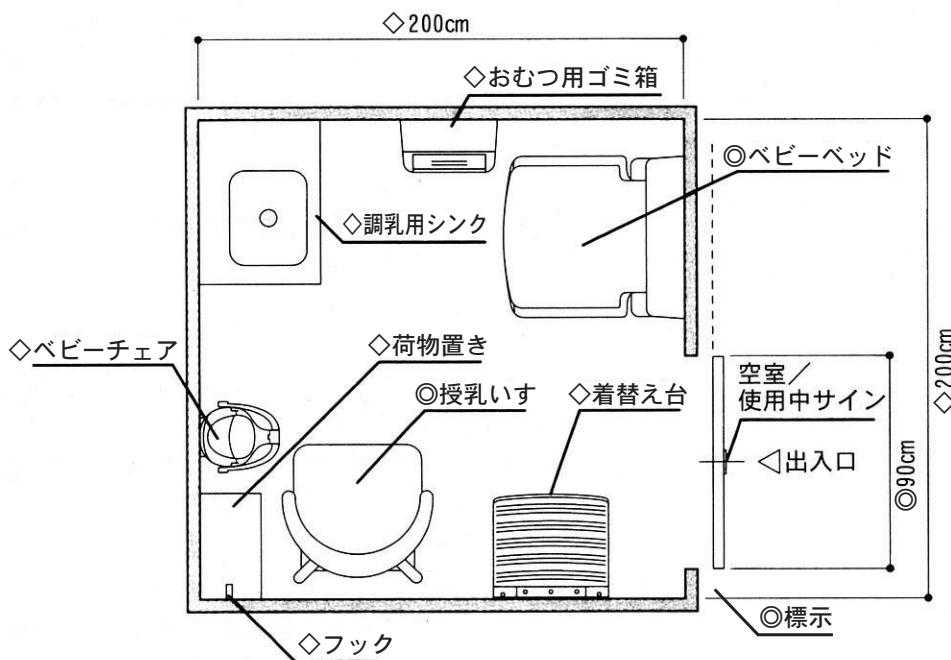
◎ 望ましい基準として用途面積2,000m²以上の官公庁施設、郵便局、公共輸送車両等の用に供する施設、物品販売業を営む店舗、病院、銀行について適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 設置義務		授乳及びおむつ替えのできる場所を設置。
② 配置		ベビーベッド、いす等を適切に配置。
③ 標示		出入口付近にその旨の標示。

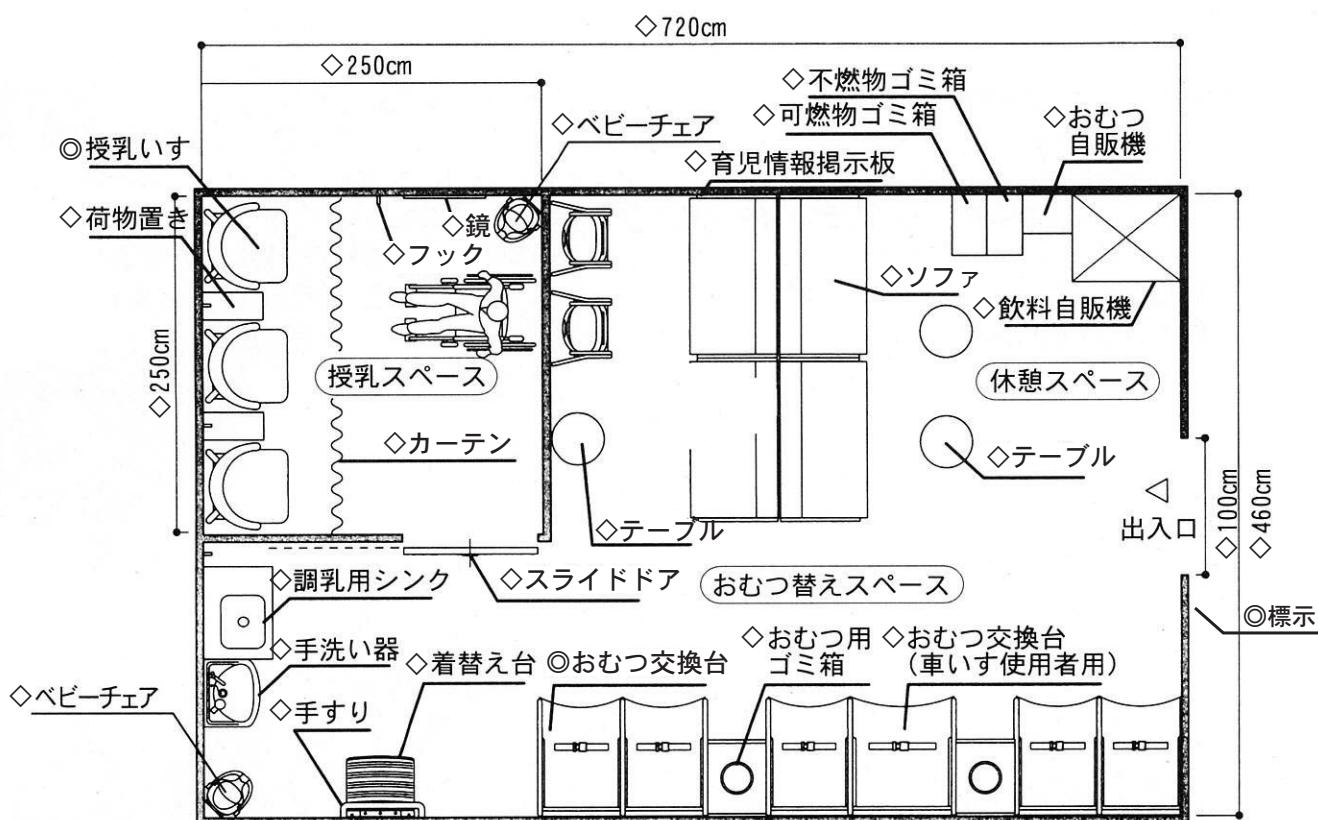
解説

- ◆ 授乳場所については、「育児中の人にとって、安全で快適な生活環境を形成することは、子どもと一緒に活動することの不自由さを軽減し、このような環境の形成は、育児を楽しめることにつながり、少子化対策の一助ともなる」との考え方から設置基準を設けたものです。
- ◆ 具体的には、望ましい基準として育児中の人も利用する機会が多く、公共性が高い施設という視点から、大規模な「官公庁施設」、「駅舎等」、「物販店」、「病院」、「銀行」において設置することを求めています。
- ◆ 授乳できる場所には、授乳やおむつ替え等に対応した設備が必要です。
- ◆ ベビーベッド、いす等はベビーカー等の通行を妨げないよう配慮します。
- ◆ ドアを開けたときに授乳の様子が見えないように、授乳スペースをカーテンで仕切るなどの配慮が望されます。また、男性の立入りを禁じる注意を表示することも必要です。
- ◆ 同伴者や男性も利用しやすいように、入り口近くに休憩スペースを設けることが望されます。

【小規模な授乳スペースの例】



【大規模な授乳スペースの例】



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【1. 建築物】

10. 設置時の基準

1. 手すり

別表第4
整 10項→P156
望 13項→P161

基本的な考え方

高齢者や障害者等の安全を確保し、歩行や移動などの動作を補助するための設備として、形状、大きさ、材料、取付け位置等について配慮が必要です。

解説表

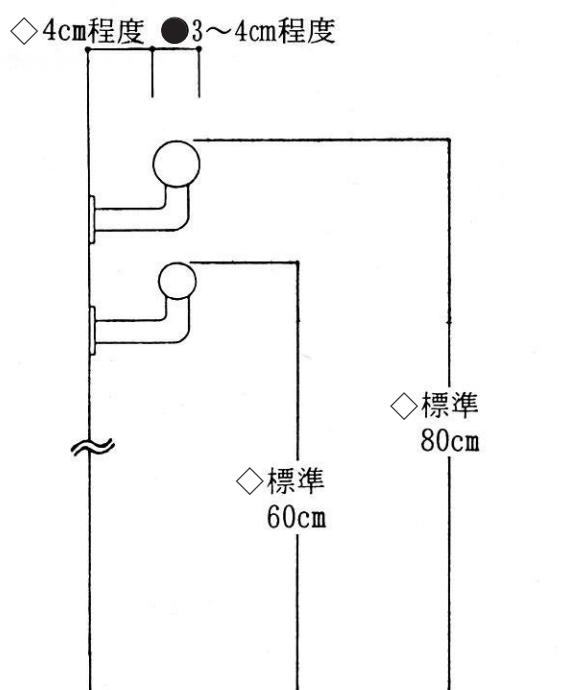
○ 整備基準・望ましい基準ともに手すりを設ける場合に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 握りやすい形状の確保等	大きさは外径3~4cm程度とし、両端は下方又は壁方向に曲げる。	同左。
② 誘導設備の設置		両端・わん曲部等に、現在位置・方向・行き先等を点字表示。 (学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設を除く。)
③ 水平部分の確保		傾斜路及び階段の手すりの両端は、45cm以上の水平部分を設置。 (構造上やむを得ない場合を除く。)

解説

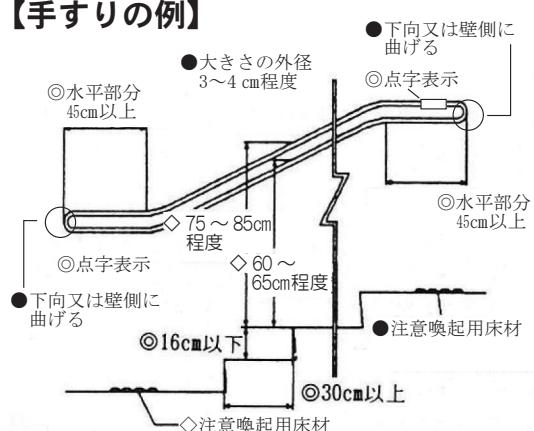
- ◆ 手すりの規定は、安全確保(転倒防止)、立上り補助(身体支持)、移動補助、誘導などのために必要となる設備である手すりを、階段等に設ける場合の構造について定めたものです。
- ◆ 「(手すりの)両端は、下方又は壁方向に曲げる」としているのは、壁や傾斜路、階段等を「通過し終えたこと」を知らせるとともに、衝突時の危険性を少なくし、服の袖の引っかかりを避けるための措置です。
- ◆ 「点字表示」は、視覚障害者の安全な移動を確保するための措置です。
- ◆ 「手すりの両端は水平部分を設置」としているのは、言い換えれば「傾斜路や階段等の床面に対応(並行)して設置」することであり、「傾斜や段が始まること・終わること」を知らせるとともに、「姿勢を安定させる」ための措置です。
- ◆ 廊下、階段等における手すりの高さは、下記を標準とします。また、様々な身体条件の方に対応できるよう手すりは2本設置することが望されます。
 - ・1本の場合 H=75~85cm程度
 - ・2本の場合 H=75~85cm程度
H=60~65cm程度

【手すりの寸法】



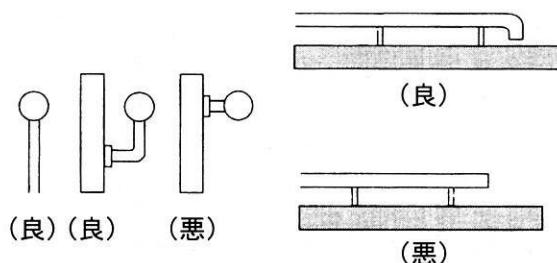
※1本手すりの場合 H=80cm程度

【手すりの例】

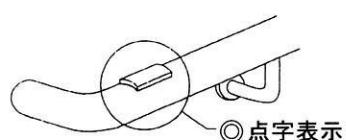


※水平部分は、体の安定など移動動作を補助したり階段やスロープの存在の予告などの役割があります。

【手すりの取付例】



【点字表示の例】



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【1. 建築物】

10. 設置時の基準

2. 公衆電話

別表第4
整 11項→P156
望 14項→P161

基本的な考え方

高齢者や障害者等が利用しやすいように、位置や構造についての配慮が必要です。

解説表

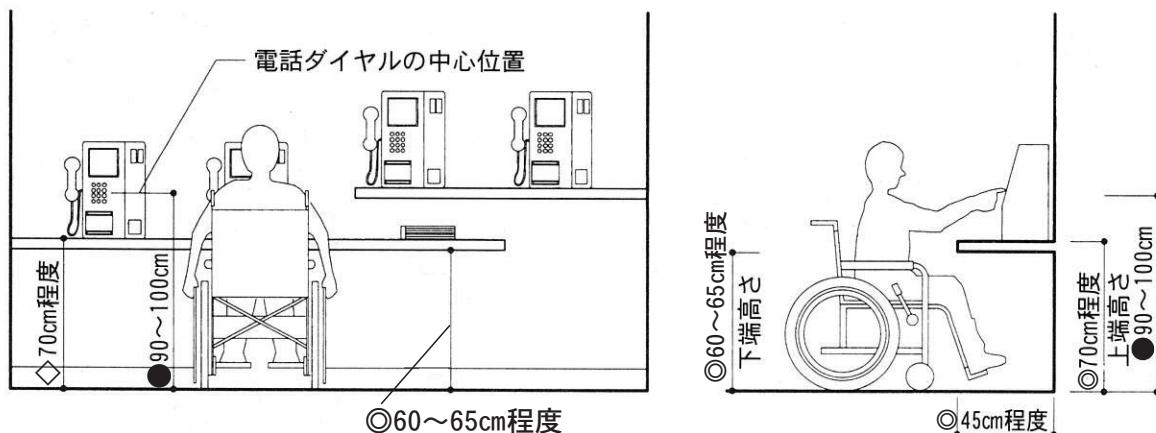
○ 整備基準・望ましい基準ともに、2機以上の公衆電話を設ける場合に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 操作部分の高さの制限	最低1機はダイヤル及びプッシュボタンが、高さ90~100cmとなるよう設置	同左。

解説

- ◆ 公衆電話の規定は、公衆電話を設ける場合の設置義務・構造について定めたものです。
- ◆ 設置義務としては、公衆電話を2機以上設ける場合に最低1機は整備内容を満たす構造とすることを求めていきます。
- ◆ その構造は、「車いす使用者の利用に配慮した電話機の高さ（ダイヤル及びプッシュボタンが床から90cm~100cm程度）とすること」です。

【電話台の基本寸法】



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47を参照ください。)

10. 設置時の基準

3. 公衆ファックス

別表第4
望 12項→P161

基本的な考え方

聴覚障害者の利用に配慮して、ファックス等の設置が望まれます。

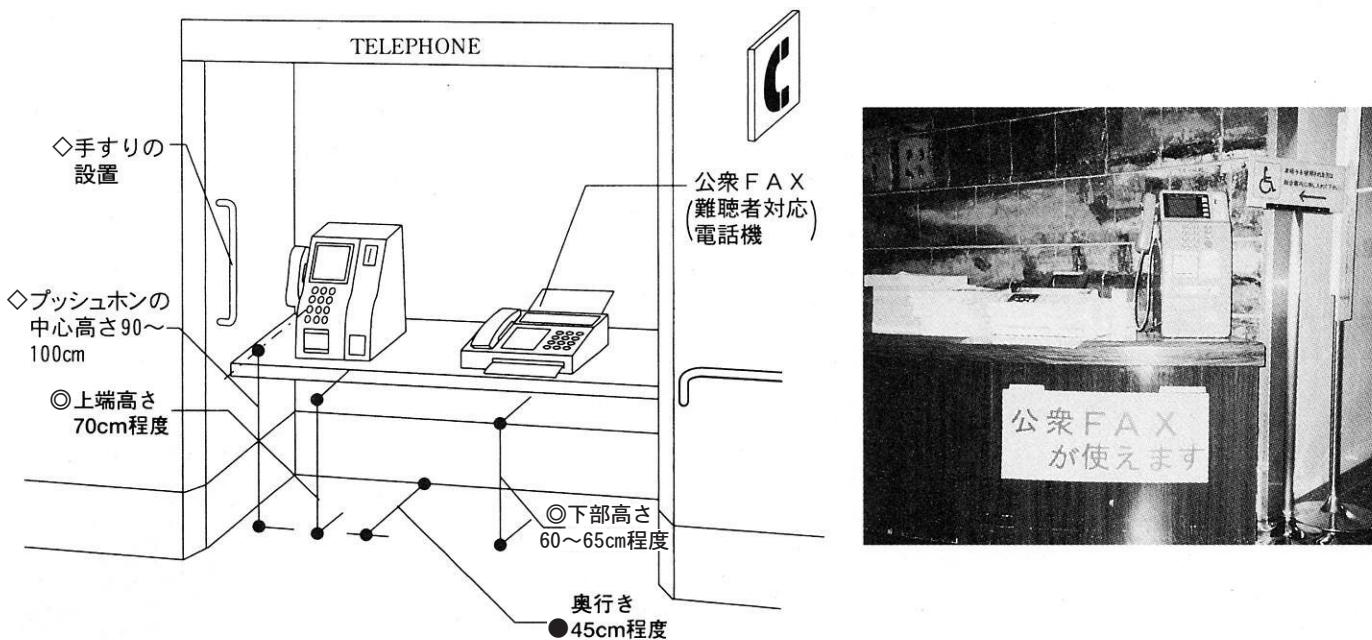
解説表

- ◎ 望ましい基準として、用途面積2,000m²以上の官公庁施設、郵便局、公共輸送車両等の用に供する施設、宿泊施設、物品販売業を営む店舗、病院について適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 設置義務		最低1機は公衆ファックスを設置。

解説

- ◆ ファックスは、耳や言葉が不自由な人にとって有用な通信手段です。このため、気軽に利用できるファックスの設置を求めています。
- ◆ 具体的には、望ましい基準として、耳や言葉が不自由な人でも利用する機会が多く、公共性が高い施設という観点から、大規模な官公庁施設、駅舎等、宿泊施設、物販店、病院において最低1機は設置することを求めています。



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A (建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

【1. 建築物】

10. 設置時の基準

4. 視覚障害者用床材

別表第4

整 12項一、二号→P156

望 15項一、二号→P162

基本的な考え方

視覚障害者が認識しやすく、目的地に支障なく到達できるように配慮が必要です。

解説表

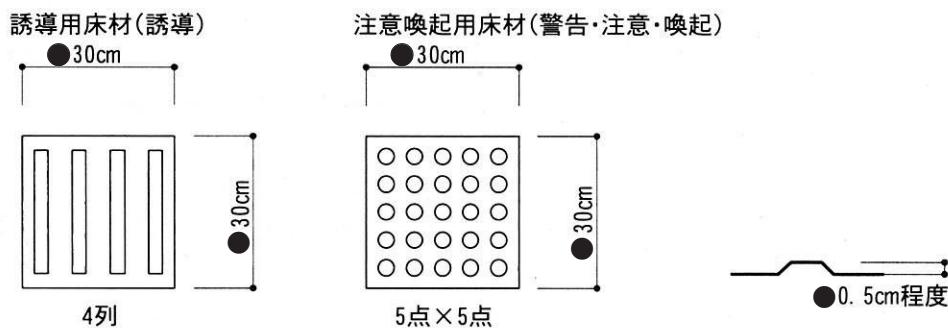
○ 整備基準・望ましい基準ともに、視覚障害者用床材を敷設する場合に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 識別性の確保	原則として黄色とし、これによりがたい場合は、周囲の床材と明度差又は輝度比の大きい色。	同左。
② 標準形状の設定	縦横30cm。形状は、JIS（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。）T 9251に適合するものを標準とする。	同左。

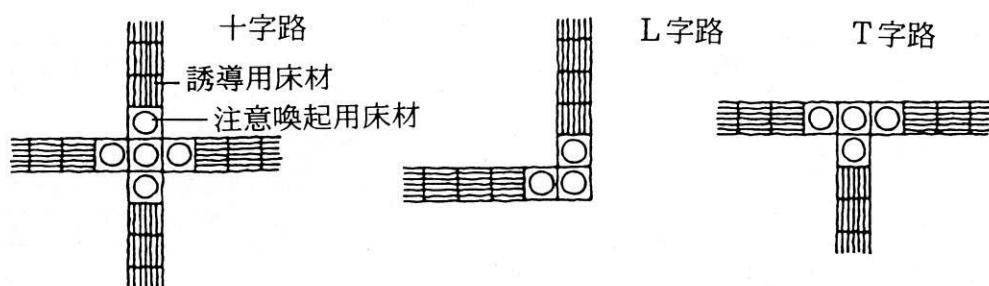
解説

- ◆ 色については、「原則として黄色とする」ことを求めていますが、これは黄色が「周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色」となることが多いと判断しているためです。
(輝度比は、輝度計により測定することができます。)
- ◆ 形状については、JIS T 9251に適合するものを標準としています。
JIS T 9251では「視覚障害者用床材」を「視覚障害者用ブロック等」といい、一般的には「誘導用床材」を「線状ブロック」、「注意喚起用床材」を「点状ブロック」と呼んでいます。誘導を促す誘導用床材（線状ブロック）は、「30cm角の中に、平らな線状の突起4列」のものとし、警告、注意、喚起を促す注意喚起用床材（点状ブロック）は、「30cm角の中に5点×5点の点状突起25点」のものとしています。
- ◆ 視覚障害者用床材と周囲の床の仕上げは、少なくとも輝度比2.0以上確保することが望まれます。

【視覚障害者用床材】

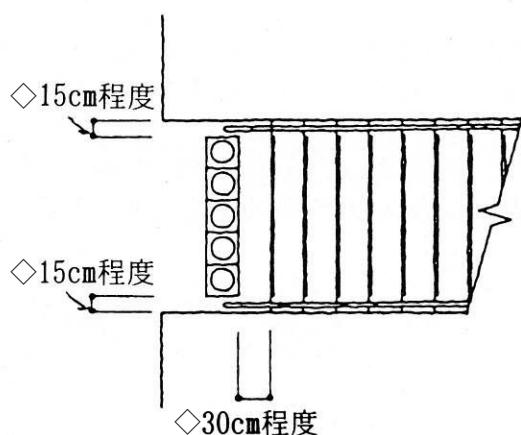


【視覚障害者用床材の配置の例】

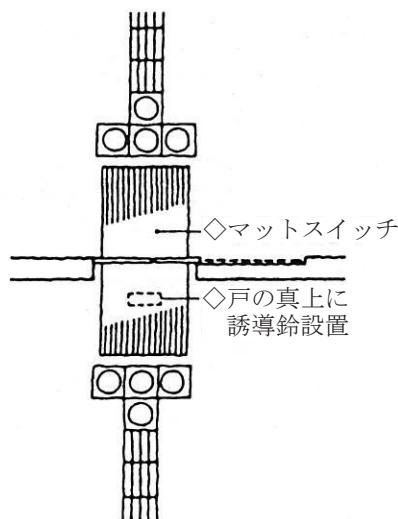


配置の例のほかに、国土交通省の「道路の移動円滑化ガイドライン」及び(財)国際交通安全学会の「視覚障害者用ブロック(点字ブロック)の適正な位置のためのガイドブック」等を参考に、適切に敷設することが望ましい。

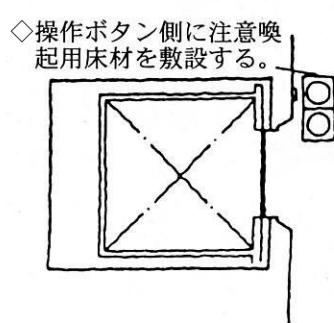
【階段の前後での設置例】



【自動ドアの場合の設置例】



【エレベーター乗降口での設置例】



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q&A(建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47を参照ください。)

【1. 建築物】

10. 設置時の基準

5. カウンター等

別表第4
望 16項一、二号→P162

基本的な考え方

カウンター等を設ける場合は、視覚障害者や車いす使用者等が支障なく利用できる構造とする必要があります。

解説表

◎ 望ましい基準として、カウンター・電話台・テーブルを設ける場合の、それぞれ最低1カ所に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 高さの制限		高さ70cm程度。
② 下部空間の確保		車いす使用者に配慮し、下部に高さ60cm～65cm、奥行き45cm程度の空間を確保。

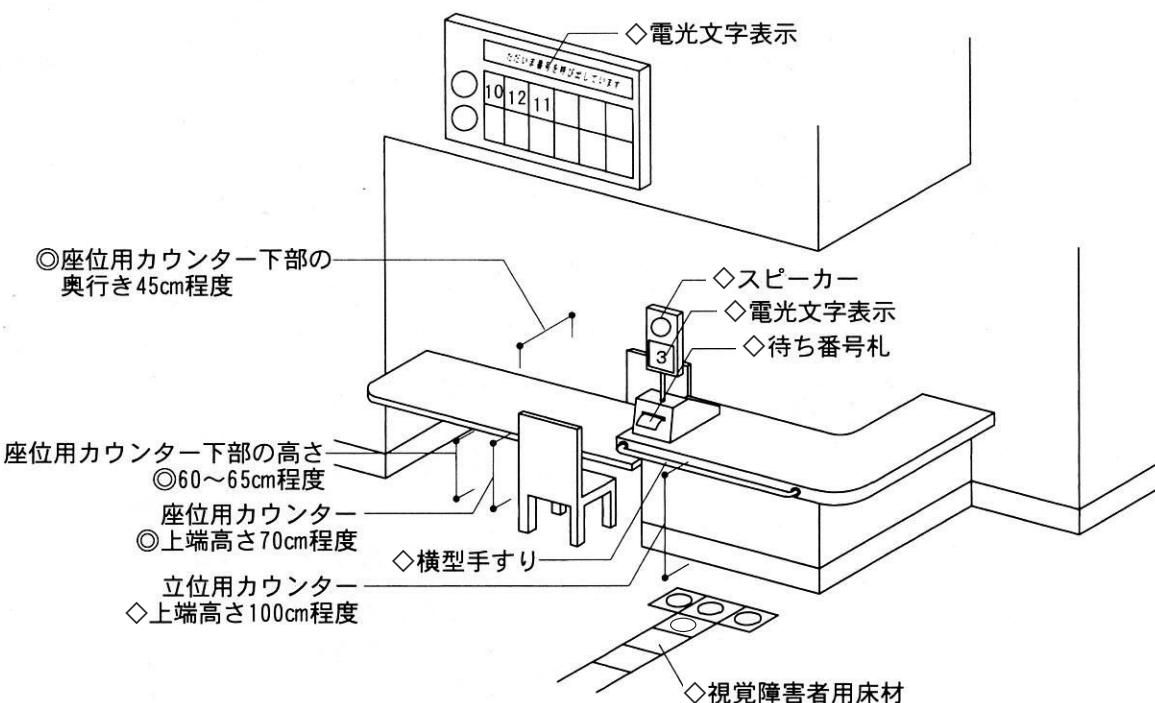
解説

- ◆ 「カウンター等」とは、カウンター、電話台、テーブルのことで、これらを設ける場合の基準について定めています。
- ◆ 望ましい基準として、最低1カ所（1部分）は、①②を満たす構造とすることを定めています。
- ◆ カウンター等上面の「高さ70cm」は、車いす使用者の下部空間を確保するのに必要な高さであるとともに、車いす使用者や子ども、高齢者等が筆記したり書面を見たりしやすい高さとして設定しています。
- ◆ 「下部空間の高さ60～65cm」は車いすの肘掛け高さを想定して設定しており、「奥行き45cm」は、足（膝下部分）の傾斜による出っ張りを想定して一般的に必要な寸法の1.5倍程度を設定しています。

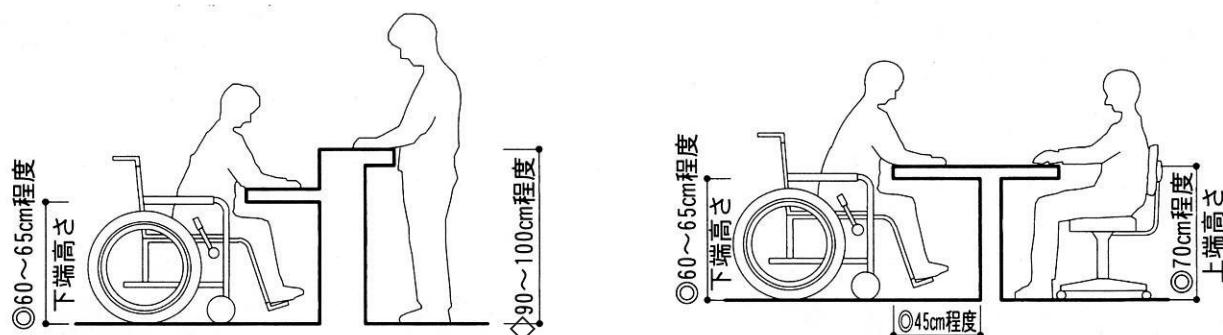
参考

- ◆ 銀行、病院等で呼び出しを行うカウンターでは、音声による呼び出しか、視覚障害者の利用に配慮して電光表示板等を併せて設置することが望されます。

【カウンターの標準モデル】



【カウンターの基本寸法・記載台等】



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q&A(建築物編)」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47を参照ください。)

10. 設置時の基準

6. 水飲み器

別表第4

望 17項一～三号→P162

基本的な考え方

すべての人が利用できるように、設置位置や構造に配慮する必要があります。

解説表

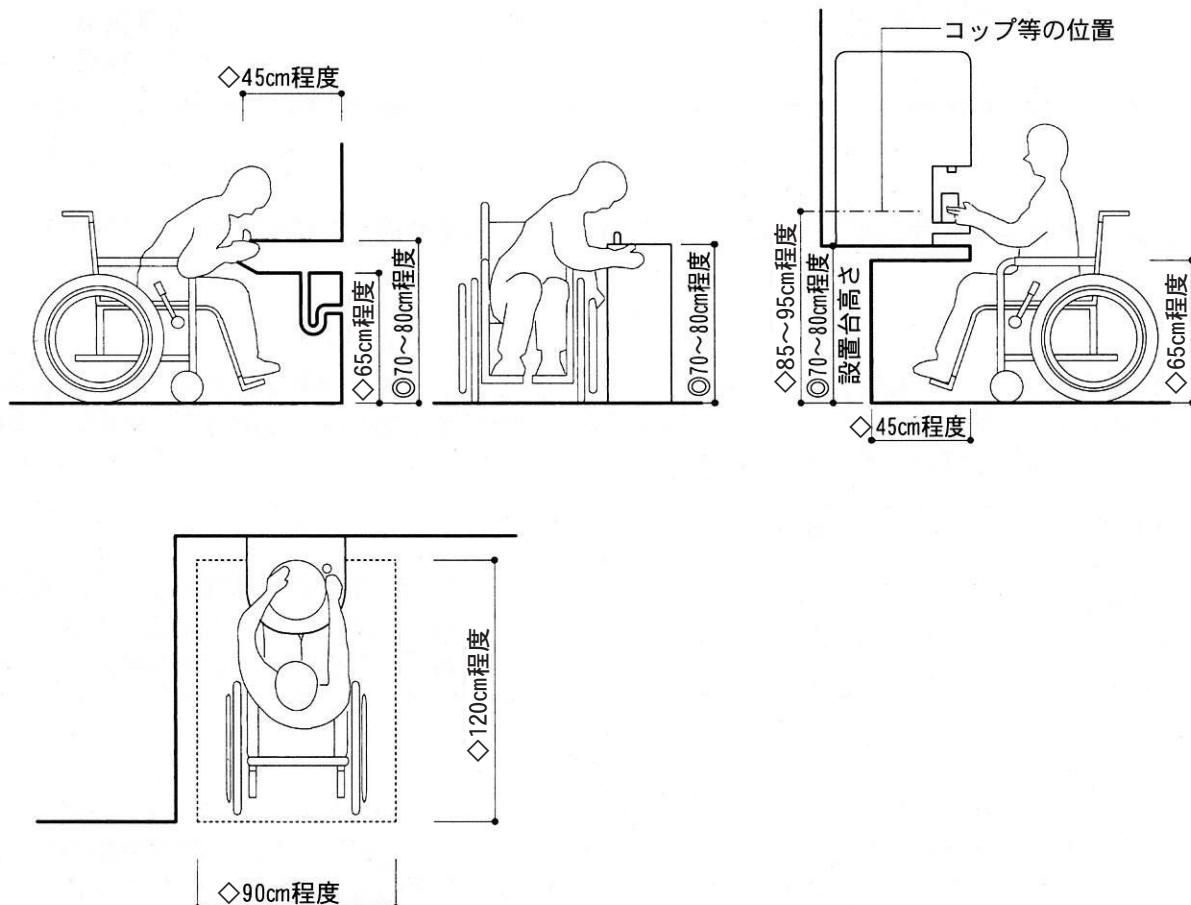
◎ 望ましい基準として、水飲み器を設ける場合の最低1カ所に適用される。

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 高さの制限		水飲み口の高さは70～80cmとし、車いすの肘掛けが入る空間を確保。
② 給水栓の仕様		自動感知式、ボタン式、又はレバー式
③ 近づきやすい空間の確保		車いす使用者が容易に近づけるよう周囲に空間を確保。

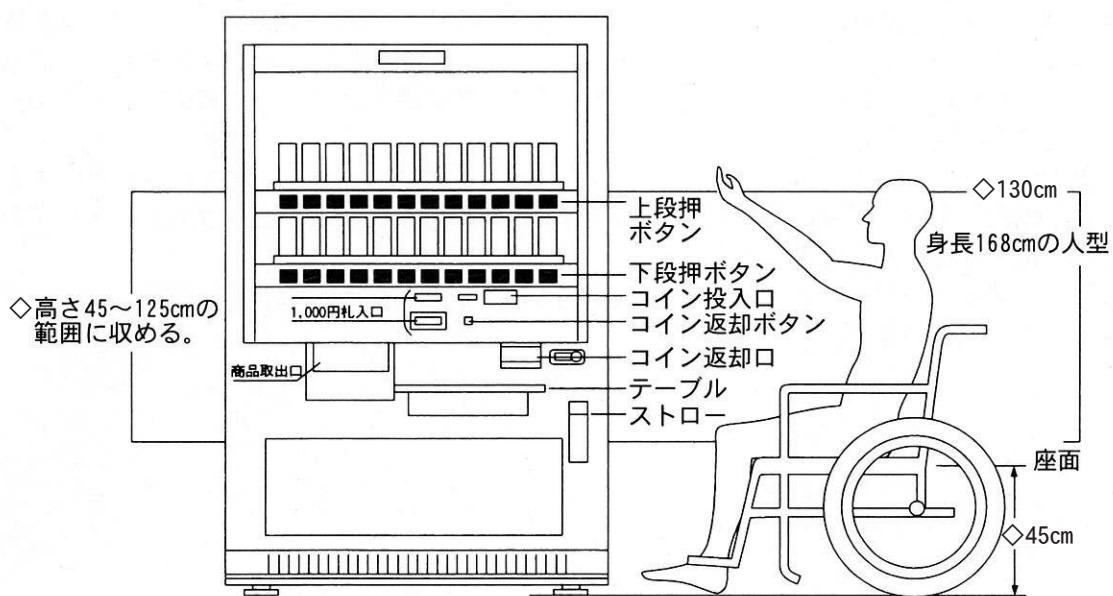
解説

- ◆ 「高さ70cm～80cm」は、カウンター等と同様に、車いす使用者や子ども、高齢者等に配慮して設定しています。
- ◆ 給水栓の仕様については、手の不自由な人などの利用に配慮して「自動感知式」も採用していますが、視覚障害者の利用を考えると一概に良いとは言えないため、「ボタン式又はレバー式」も同等に扱うものです。
- ◆ 「近づきやすい空間」に対する「近づきにくい空間」としては、例えば細長い水飲み器が壁に埋め込まれている状況などが考えられます。また、「近づきやすい空間の確保」としては、廊下等の基準を参考にしたスペースの確保が考えられますが、「使用済み紙コップ用のゴミ箱を足元に置かない」といった使い勝手に注意することも大切です。

【水飲み器の例】



【参考例（自動販売機）】



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A（建築物編）」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47を参照ください。)

10. 設置時の基準

7. 点滅型誘導灯等

別表第4
望 18項→P162

基本的な考え方

非常時における聴覚障害者の誘導を適切に行うために、設置位置や構造に配慮する必要があります。

解説表

- ◎ 望ましい基準として、誘導灯、自動火災報知設備等を設ける場合に適用される。（学校（特別支援学校を除く。）、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）

整備内容	● 整備基準	◎ 望ましい基準
① 聴覚障害者への配慮		誘導灯などの設置場所のうち、聴覚障害者又は視覚障害者の避難に必要と認められる場所に、光等による非常警報装置及び点滅誘導音装置付誘導灯等を設置。

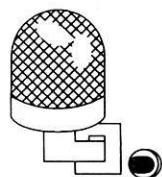
解説

- ◆ 非常時において聴覚障害者や視覚障害者の誘導を適切に行うために、避難に必要と認められる箇所に光等による非常警報装置及び点滅誘導音装置付誘導灯等の設置義務を定めるものです。

参考

- ◇ 光等による非常警報装置の設置は、これまで非常時における情報伝達の方法として音声情報に偏りがちであったことに鑑み、知覚度・伝達度も高い視覚情報としての「光の点滅」を活用しようとしたものです。
非常に限らず、聴覚障害者にとって視覚情報は有用です。例えば、聴覚障害者の話に「自分が乗って定員オーバーになったことに気付かずエレベーターが動き出さないで迷惑をかけた」といったものがあります。聴覚障害者は「外見からでは耳が不自由であることがわかりにくい」という面もありますので、聴覚障害者自身による情報入手の必要性が高く、この意味でも視覚情報による情報伝達は重要です。
また、非常時にはエレベーターなどの経路が使えないなど、通常利用する経路とは異なる避難経路に誘導することが多いと考えられるため、視覚障害者に対しても有効な誘導が確保されるよう誘導音装置付誘導灯の設置を定めています。
- ◇ 情報の伝達方法としては、その他にも色々なやり方があると考えられます。例えば「聴覚障害者がホテルに宿泊した場合」では、深夜の非常時の避難を想定して、客室には揺れるベッドを設置しておくなど「体感情情報を提供する」方法もあります。
- ◇ 「宿泊施設」については、密室となる宿泊する部屋にも光等による非常警報装置又は点滅型誘導灯等を設置することが望されます。

【警報装置の例】



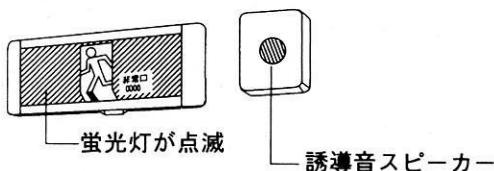
非常ランプ
火事など非常の際に点滅します。

【非常口誘導灯の例】

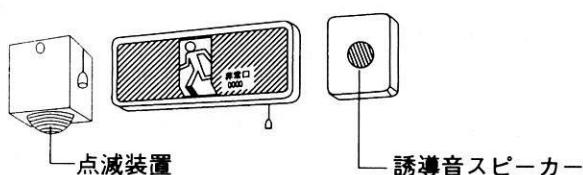
点滅誘導音装置付誘導灯



点滅型誘導灯



既設誘導灯に追加取付する方法



●印…整備基準 / ◎印…望ましい基準 / ◇印…参考寸法等

福岡県のホームページに「福岡県福祉のまちづくり条例Q & A（建築物編）」を掲載していますのでご参照ください。
(掲載場所については、P47 を参照ください。)

※標示の例（出典：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）

昇降機、便所、駐車場などの標示に使用するサイン（図記号）は、施設ごとに相違があると混乱を招くおそれがあるため、標準化されたものを使用することが望まれます。

■ 公共・一般施設 Public Facilities



■ 交通施設 Transport Facilities



■ 商業施設 Commercial Facilities



■ 観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities



ここに掲げたサインは、一般用図記号検討委員会策定の標準案内用図ガイドラインに定められたものです。薄くなっているサインはJIS化されていないものです。また、オストメイトの記号は「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」による図記号が一般的です。（P47参照）

